

## 第3章 災害応急対策計画



## 第1節 活動体制計画

### 第1 災害対策本部

#### 1 設置基準

町長は、地震災害が発生し、または発生する恐れがあるときは、災害応急対策を実施するため、次の基準に該当する場合、災害対策本部を設置する。

町長は、本町の地域において災害の恐れが解消したとき、または災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、災害対策本部を解散する。

#### 【災害対策本部設置基準】

- a 宇多津町で震度6弱以上の地震が観測されたとき。
- b 宇多津町で震度5弱以上の地震が観測され、地域内に大規模な災害が発生し、または発生するおそれがあるとき
- c 香川県に津波警報、大津波警報が発表されたとき

#### 2 設置場所

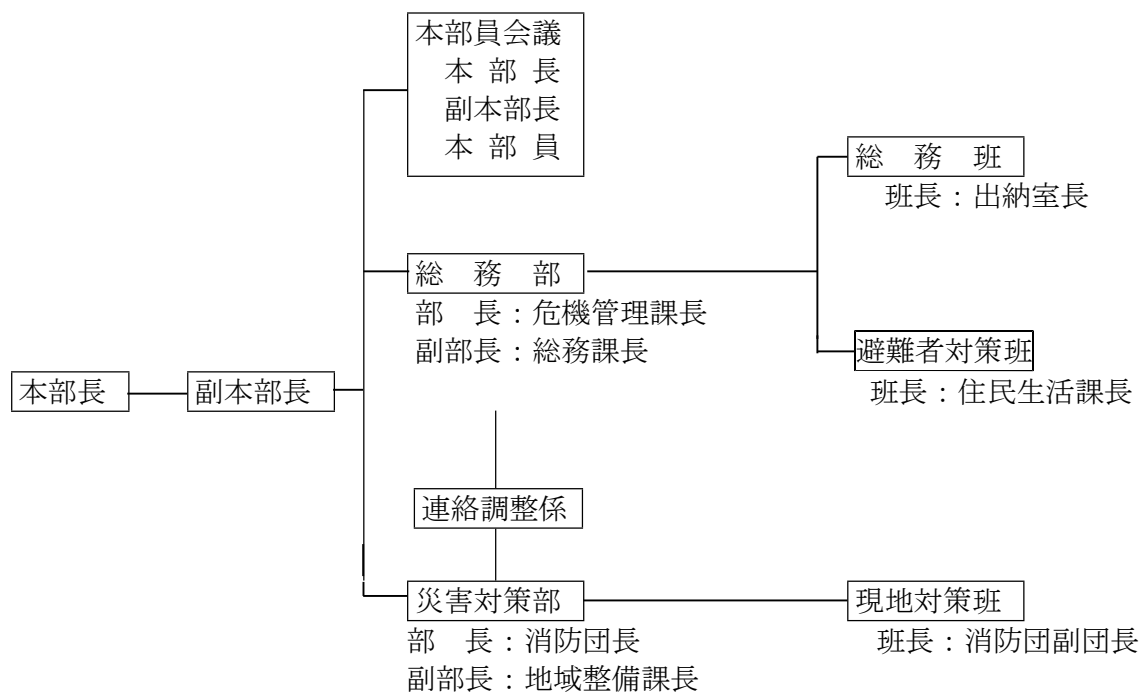
災害対策本部の設置場所は、原則として危機管理課内とする。

#### 3 組織及び事務分掌

- (1) 本部長（町長）は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- (2) 副本部長（副町長・教育長）は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を副町長が代理する。なお、副町長に事故があるときは、教育長がその職務を代理する。
- (3) 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員を構成員とする。本部員会議においては、災害対策に関する重要事項を協議決定する。
- (4) 本部の事務を処理するため、本部に事務局を置く。
- (5) 事務局長（危機管理課長）は、本部長の命を受け、本部の事務処理及び職員を指揮監督する。  
また、本部長、副本部長に事故あるときは、本部長の職務を代理する。
- (6) 本部長は、激甚な被害を受けた地区における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、必要に応じて現地対策本部を設置する。
- (7) 災害対策本部の組織及び各班の事務分掌は次のとおりである。

ア 組織図

本部長	副本部長	本 部 員
町 長	副町長 教育長	危機管理課長、総務課長、議会事務局長、地域整備課長、まちづくり課長、税務課長、出納室長（会計管理者）、保健福祉課長、健康増進課長、住民生活課長、教育委員会教育次長、教育委員会学校教育課長、教育委員会生涯学習課長、坂出、宇多津広域行政事務組合次長、消防団長、消防団副団長



イ 各班事務分掌

部・班	所 属	所 掌 事 務
総 務 部 総 務 班	危機管理課 総 務 課 税 務 課 出 納 室 議 会 事 務 局 広 域 行 政	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部の運営に関すること。</li> <li>2 本部長の秘書に関すること。</li> <li>3 本部長の指示・命令の伝達に関すること。</li> <li>4 各部・各班との連絡調整に関すること。</li> <li>5 職員の動員及び配備に関すること。</li> <li>6 公用車の配備に関すること。</li> <li>7 庁舎の保全に関すること。</li> <li>8 本部員の給食等厚生に関すること。</li> <li>9 本町防災会議に関すること。</li> <li>10 県及びその他関係機関に対する連絡及び応援要請に関すること。</li> <li>11 自衛隊派遣要請に関すること。</li> <li>12 他の市町職員の応援要請に関すること。</li> </ol>

部・班	所属	所掌事務
		13 情報の受領及び伝達に関する事。           14 気象情報、地震・津波情報の収集及び通報連絡に関する事。           15 避難指示等の決定に関する事。           16 災害救助法の適用に関する事。           17 被害状況の取りまとめに関する事。           18 避難所の食料等厚生物資の調達に関する事。           19 建設業組合等に協力を要請する事。           20 災害関係の予算及び財政措置に関する事。           21 罹災証明書の発行に関する事。           22 他班への応援に関する事。           23 町民に対する広報・情報の伝達及び人心の安定に関する事。           24 報道機関との連絡に関する事。           25 被害箇所の写真等記録に関する事。           26 避難指示等の伝達に関する事           27 罹災者の安否問い合わせ及び行政相談に関する事。           28 他班への応援に関する事。
避難者対策班	住民生活課 保健福祉課 健康増進課 教育委員会	1 所管施設の保全に関する事。           2 避難所の設置及び同施設の管理・保全・運営に関する事。           3 福祉避難所に関する事。           4 災害救助法の実施（施行）に関する事。           5 救助物資の保管及び配給に関する事。           6 義援金品等の受付及び配分に関する事。           7 日赤奉仕団との連絡に関する事。           8 一人暮らしの高齢者等との連絡及びその救援に関する事。           9 罹災した高齢者の緊急受入れに関する事。           10 医療救護班編制派遣に関する事。           11 協力医療機関との連絡に関する事。           12 自主防災組織との連絡調整、活動支援に関する事。           13 感染症の予防に関する事。           14 罹災による身元不明の遺体の収容及び埋火葬に関する事。           15 被災者の健康相談、精神保健に関する事。           16 児童生徒及び子どもの避難・保護に関する事。           17 罹災児童生徒及び子どもの教育保育対策に関する事。           18 各保護者会・PTAとの連絡に関する事。           19 社会福祉協議会との連携に関する事。           20 社会福祉施設との連絡調整に関する事。           21 要配慮者の支援に関する事。           22 消毒及び防疫に関する事。

部・班	所属	所掌事務
		23 罹災者に対する生業資金の融資等災害相談に関する こと。
	(衛生現業)	24 じん芥の収集及びし尿の汲取りに関する こと。 25 一般廃棄物及びがれきの処理に関する こと。
	(保育所)	26 保育所の保全に関する こと。 27 子どもの避難に関する こと。 28 避難所の応援に関する こと。
	(幼稚園)	29 幼稚園の保全に関する こと。 30 園児の避難に関する こと。 31 避難所の応援に関する こと。
	(給食センター)	32 炊き出しに関する こと。 33 災害時における学校給食に関する こと。
		34 災害ボランティアの受入に関する こと。 35 他班への応援に関する こと。
災害対策部 災害対策班	消防団 地域整備課 まちづくり 課	1 所管施設の保全に関する こと。 2 所管施設・業務の被害調査に関する こと。 3 災害危険箇所の巡視警戒に関する こと。 4 災害現地の状況調査に関する こと。 5 災害現地への出動及び救護に関する こと。 6 災害現地の予防応急対策に関する こと。 7 被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定に関する こと。 8 被災時の飲料水対策に関する こと。 9 下水道施設の災害対策に関する こと。 10 障害物の除去に関する こと。 11 水防活動に関する こと。 12 災害応急資機材の調達に関する こと。 13 被災住宅の対策に関する こと。 14 応急仮設住宅の建設及び入居者選定に関する こと。 15 他班への応援に関する こと。
連絡調整係	危機管理課 総務課	1 総務部と災害対策部との連絡調整に関する こと。
その他	危機管理課 総務課 税務課 保健福祉課	1 被害家屋等の調査及び被害認定に関する こと。

(注) 本表に記載されていない事項の分担は、そのつど本部長が定めるものとする。

## 第2 動員配備

### 1 動員配備の基準

職員等の動員配備の基準及び人員は、災害対策本部設置の有無にかかわらず、次のとおりとする。

#### (1) 地震災害

種 別	動 員 時 期	配 備 内 容
第 1 次 (準備態勢)	1 宇多津町に緊急地震速報が発表されたとき、または宇多津町で震度4の地震が観測されたとき。 2 その他必要により町長（本部長）が指定したとき。	情報連絡活動を主とし、次の各班が待機し、災害対策にあたる。 総 務 班 危機管理課全職員 総務課全職員 警 戒 班 地域整備課全職員 まちづくり課全職員 消防団全団員 連絡調整係 危機管理課・総務課職員
第 2 次 (警戒態勢)	1 宇多津町で震度5弱及び5強の地震が観測されたとき。 2 その他の状況により、町長（本部長）が指定したとき。	事態の推移に伴い速やかに第3次動員態勢に切替え得る態勢とする。 <b>情報対策部</b> 総 務 班 危機管理課全職員 総務課全職員 議会事務局係長以上職員 税務課係長以上職員 出納室係長以上職員 坂出、宇多津広域行政事務組合次長 避難所準備班 住民生活課係長以上職員 保健福祉課係長以上職員 健康増進課係長以上職員 教育委員会係長以上職員 <b>災害対策部</b> 現地対策班 消防団全団員 地域整備課全職員 まちづくり課全職員 連絡調整係 危機管理課・総務課職員
第 3 次 (非常態勢)	1 宇多津町で震度6弱以上の地震が観測されたとき。 2 町の全域でなくともその被害が特に甚大であると予想されるときで町長（本部長）が指令したとき。	本部長及び各班員全員をもってあたるもので、状況により直ちに活動が開始できる完全な態勢とする。 <b>【全職員参集】</b>

備考 動員時期及び配備内容については、地震の状況または異常な自然現象あるいは人為的原因等により、町本部長が認めたときは、変更することができる。この場合は、別に指示する。

## (2) 津波災害

種 別	動 員 時 期	配 備 内 容
第 1 次 (準備態勢)	1 香川県周辺の津波予報区に津波注意報が発表されたとき。 2 その他必要により町長（本部長）が指定したとき。	情報連絡活動を主とし、次の各班が待機し、災害対策にあたる。 総 務 班 危機管理課全職員 総務課全職員 警 戒 班 地域整備課全職員 まちづくり課全職員 消防団全団員 連絡調整係 危機管理課・総務課職員
第 2 次 (警戒態勢)	1 香川県に津波注意報が発表されたとき。 2 その他の状況により、町長（本部長）が指定したとき。	事態の推移に伴い速やかに第3次動員態勢に切替え得る態勢とする。 <b>総務部</b> 総 務 班 危機管理課全職員 総務課全職員 議会事務局係長以上職員 税務課係長以上職員 出納室係長以上職員 坂出、宇多津広域行政事務組合次長 避難所準備班 住民生活課係長以上職員 保健福祉課係長以上職員 健康増進課係長以上職員 教育委員会係長以上職員 <b>災害対策部</b> 現地対策班 消防団全団員 地域整備課全職員 まちづくり課全職員 連絡調整係 危機管理課・総務課職員
第 3 次 (非常態勢)	1 香川県に津波警報、大津波警報（特別警報）が発表されたとき。 2 町の全域でなくともその被害が特に甚大であると予想されるときで町長（本部長）が指令したとき。	本部員及び各班員全員をもってあたるもので、状況により直ちに活動が開始できる完全な態勢とする。 <b>【全職員参集】</b>
備考 動員時期及び配備内容については、地震・津波の状況または異常な自然現象あるいは人為的原因等により、町本部長が認めたときは、変更することができる。この場合は、別に指示する。		

## 2 動員の方法

### (1) 勤務時間中における動員

危機管理課長は、庁内放送及び庁内電話により、職員に動員の伝達を行う。

また、消防団にあっても、危機管理課長が直ちに消防団長に連絡するものとする。

庁内放送及び庁内電話が使用できないときは、危機管理課長は、課員の使送により、各課へ動員の伝達を行う。

### (2) 勤務時間外における動員

職員は、通信手段が途絶することも考えられるので、地震発生後直ちにラジオ、テレビを視聴し、前記動員の基準により自主参集するものとする。

なお、参集に当たっては、自動車（二輪を除く。）を使用しないものとする。

### (3) 動員の報告

各課長は、職員の動員状況を速やかに把握し、危機管理課長に登庁人員数等を報告する。

## 第3 防災関係機関の応援等

### 1 知事に対する応援要請

町長は、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に次の事項を明らかにして応援を求め、または応急措置の実施を要請する。

(1) 応援を必要とする理由

(2) 応援を必要とする人員、装備、資機材等

(3) 応援を必要とする場所

(4) 応援を必要とする期間

(5) その他応援に関し必要な事項

### 2 他の市町等に対する応援要請

町長は、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町長に応援要請を行うものとする。

なお、消防活動については、「香川県消防相互応援協定」（昭和61年12月1日5市長38町長6組合管理者締結）により、相互応援を行う。

### 3 自衛隊に対する災害派遣要請

(1) 知事が、自衛隊の派遣を要請するものとする。

(2) 災害派遣要請要領

ア 町長は、自衛隊に対する災害派遣要請の必要が生じる可能性がある判断される場合、知事に対し、状況判断に必要な情報を可及的速やかに提供する。

イ 町長は、自衛隊に対する災害派遣要請を必要とする場合には、知事に次の事項を記載した文書を提出する。

ただし、事態が急迫し、文書で行ういとまがないときは、電信、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。

- ・ 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・ 派遣を希望する期間
- ・ 派遣を希望する地域及び活動内容
- ・ その他参考事項

ウ 町長は、地震災害に際し、特に緊急を要し、かつ前記イの要請を行うことができないときは、速やかに最寄りの自衛隊に通知するものとする。この場合、町長は、速やかにその旨を知事に通知する。

### (3) 派遣部隊の受け入れ体制

町長は、派遣部隊の活動に必要な資機材、宿泊施設、野営施設その他必要な諸施設の準備及び派遣部隊の活動に対する協力並びに派遣部隊と県及び町の連絡調整等の受け入れ体制を整備するものとする。

### (4) 災害派遣部隊の撤収

町長は、知事及び派遣部隊の長と協議のうえ、派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、知事が派遣部隊の撤収を要請する。

## 第4 ボランティアの受け入れ等

### 1 防災ボランティアの役割分担

地震災害時に防災ボランティアの活動が迅速かつ効果的に実施できるよう、防災ボランティアの役割について、速やかに調整する。

地震災害時の防災ボランティアの活動は、次のとおりとする。

- (1) 救援物資の整理・搬送
- (2) 応急手当
- (3) 医療救護活動
- (4) 情報の収集・伝達
- (5) 交通案内
- (6) 避難所での世話
- (7) 炊き出し
- (8) 安否調査
- (9) 被災住宅の片付け
- (10) その他

## 2 防災ボランティアの受け入れ

必要とする防災ボランティアの人員及び業務等を県に連絡する。

## 第2節 広域応援計画・広域避難受入計画

災害時において、町単独での災害応急活動の実施が困難な場合は、県及び防災関係機関等が相互に応援協力し、防災活動に万全を期すものとする。

### 第1 町の応援要請等

#### 1 他市町に対する応援要請

町は、町内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、他の市町に対して応援（職員派遣を含む。）を要請する。応援を求められた市町は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。（災害対策基本法第67条（応援要請）、地方自治法第252条の17第1項（職員の派遣））

##### (1) 応援要請

他の市町に対し、次の必要事項を記載した文書をもって応援を求める。ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出するとともに、要請した旨を知事に報告する。

- ア 災害の状況
- イ 応援を要請する理由
- ウ 応援を希望する物資・資材、機械・器具等の品名及び数量
- エ 応援を必要とする活動内容
- オ その他必要な事項

##### (2) 職員の派遣

次の必要事項を記載した文書で行う。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他必要な事項

#### 2 県に対する応援要請等

- (1) 町は、町内に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、県に対し応援（職員派遣を含む。）を求め、又は応急措置の実施を要請する。（災害対策基本法第68条（応援要請）、地方自治法第252条の17第1項（職員の派遣））

#### ア 応援要請

次の必要事項を記載した文書をもって応援を求める。ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出する。

- a 災害の状況
- b 応援を要請する理由
- c 応援を希望する物資・資材、機械・器具等の品名及び数量
- d 応援を必要とする活動内容
- e その他必要な事項

なお、本部事務局を通して応援要請を行ういとまのないときは、各班において、県の担当部署に直接要請する。その場合、事後速やかに本部事務局に報告し、町長は要請した旨を知事に報告する。

#### イ 職員の派遣要請

次の必要事項を記載した文書で行う。

- a 派遣を要請する理由
- b 派遣を要請する職員の職種別人員数
- c 派遣を必要とする期間
- d 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- e その他必要な事項

- (2) 町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県に対して、他の市町又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。(災害対策基本法第30条第2項(職員派遣のあつせん要求))

#### ア 職員派遣のあつせんの要請

次の必要事項を記載した文書で行う。

- a 派遣のあつせんに要請する理由
- b 派遣のあつせんに要請する職員の職種別人員数
- c 派遣のあつせんに必要とする期間
- d 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- e その他必要な事項

- (3) 町は、県内全市町間の応援協定に基づき、個別の市町に要請するいとまがないときは、県に対して、他の市町への応援の要請を依頼することができる。

- (4) 県は町が被災によりその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、町が実施すべき応急措置の全部又は一部を町に代わって実施する。

### 3 指定地方行政機関、特定公共機関に対する職員派遣の要請

町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関、特定公共機関に対して、当該機関の職員の派遣を要請する。(災害対策基本法第 29 条第 2 項 (職員の派遣の要請))

#### (1) 職員の派遣

次の必要事項を記載した文書で行う。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他必要な事項

### 4 民間団体等に対する要請

町は、町内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、民間団体等に対して協力を要請する。

## 第 2 消防機関の応援要請

町は、自らの消防力では十分な対応が困難な場合には、消防相互応援協定に基づき協定締結市町に応援を要請する。

### 1 消防相互応援協定

- (1) 香川県消防相互応援協定 (昭和 61 年 12 月 1 日 5 市長 38 町長 6 組合管理者締結) ※現在 8 市 9 町 4 組合管理者締結
- (2) 広域市町村圏消防相互応援協定
- (3) 香川県防災ヘリコプター応援協定 (平成 6 年 4 月 1 日 5 市 38 町 6 広域消防組合) ※現在 8 市 9 町 4 組合管理者締結

## 第 3 緊急消防援助隊の応援要請

緊急消防援助隊の応援要請は、消防組織法 (昭和 22 年法律第 226 号) 第 44 条に基づき行う。

### 1 県に対する応援要請

町は、災害規模及び災害を考慮して、町を管轄する消防本部 (消防の一部事務組合を含む。以下同じ。) の消防力及び県内の消防応援では十分な体制をとることができないと判断した場合は、県に対して応援要請を行うものとする。

なお、県に連絡をとることができない場合は、消防庁に対して直接要請するものとし、事後、速やかにその旨を県に対して報告するものとする。

## 2 被害状況等の報告

町は、緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに、次に掲げる事項について、県に対して報告するものとし、報告を受けた県は、速やかにその旨を消防庁に対して報告するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域
- (3) 緊急消防援助隊の任務
- (4) その他必要な情報

### 【消防庁連絡先】

区分 回線別	応急対策室		宿直室（夜間休日）	
	電話	F A X	電話	F A X
N T T回線	03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク ※	200-048-500-90- 49013	200-048-500-90- 49033	200-048-500-90- 49101	200-048-500-90- 49036
メール	fdma-sokuhou@ml.soumu.go.jp（応急対策室、宿直室共）			

※：全ての県防災行政無線電話よりかけられます。

## 第4 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の派遣

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町は四国地方整備局河川国道事務所等が派遣するリエゾンや各事務所長・首長のホットライン等を通じて、緊急災害対策派遣隊の派遣を要請することができる。緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 被災地における被害状況調査に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (2) 被災地における被害拡大防止に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (3) 被災地の早期復旧を図るため必要となる地方公共団体等への支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実施するために必要な事務

## 第5 応援受入体制の確保

町は、応援等を要請した場合、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備するものとする。特に、ヘリコプターの応援を要請した場合は、臨時離着陸場を準備するとともに、「広域航空応援受援マニュアル」に基づき、受入体制を整備する。

応援者、ボランティア等の受入施設としては、屋内宿泊施設を使用し、必要に応じ、屋外宿

泊施設も設置する。

## 第6 他都道府県等への応援

町、県等は、地震災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結している「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定」等の相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備する。

また、通信の途絶等により要請がない場合でも、地震災害の規模等から緊急を要すると認められるときは、相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

### 第3節 自衛隊災害派遣要請計画

災害に際して必要な応急対策を実施するために、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請する場合における手続き等を定めるものとする。

#### 第1 実施責任者

町長は自衛隊の派遣を必要とするときは、県知事にその旨申し出て、県知事から文書をもって自衛隊に要請する。しかし、人命に関して急を要するため、正式な手続きをとる暇がないときは、町長は口頭または電話で知事に派遣を要請する。この場合、事後において速やかに知事に対して必要な手続きを行うものとする。

#### 第2 災害派遣要請基準

天災地変その他の災害に際して、人命または財産を保護するための応急対策の実施が、町本部において不可能または困難であり、自衛隊による活動が必要であると認められる場合に、自衛隊の派遣を要請するものとする。

#### 第3 災害派遣要請要領

- (1) 自衛隊派遣要請の必要が生じる可能性があるとは判断される場合、町長は知事に対し、状況判断に必要な情報を早めに提供するものとする。
- (2) 町長は、自衛隊の派遣を必要とする場合は、別紙様式第27号により県知事（危機管理課）に提出するものとする。ただし、事態が急迫し、文書で行う暇がないときは、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。
- (3) 町長は、天災地変その他の災害に際し、特に緊急を要し、かつ、(2)の要請を行うことができないときは、速やかに最寄りの自衛隊に通報するものとする。この場合、町長は速やかにその旨を知事に通知する。

#### 第4 自衛隊の自主派遣

- (1) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。
  - ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
  - イ 災害に際し、県等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合に、町、警察等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

ウ 航空機の異常事態を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合

エ その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、県等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

上記の場合においても、できる限り早急に県等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。また、自主派遣の後に、県等からの要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

(2) 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自衛隊は部隊を派遣することができる。

## 第5 派遣部隊の業務

派遣部隊は、主として人命及び財産の保護のため、町、県及び防災関係機関と緊密に連携、協力して次に掲げる業務を行う。

### (1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、情報収集を行って、被害の状況を把握する。

### (2) 避難の援助

避難指示等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

### (3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の活動に優先して捜索救助を行う。

### (4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対して、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

### (5) 消防活動

大規模火災に対して、利用可能な消火資機材等をもって、消防機関に協力して消火活動を行う。(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)

### (6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。

(ただし、放置すれば、人命、財産にかかわると考えられる場合)

### (7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行う。(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)

### (8) 通信支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合に、通信の支援を行う。

### (9) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。

(10) 給食及び給水

被災者に対して、給食及び給水を行う。

(11) 救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和 33 年総理府令第 1 号）」に基づき、被災者に対して、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。

(12) 危険物の保安及び除去

自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

(13) その他

その他自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を行う。

## 第 6 自衛隊受入れの場合の町長の留意点

自衛隊の派遣が決定した場合、町長は次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるように努めなければならない。

(1) 自衛隊の宿泊施設または野営施設の準備をしておくこと。

(2) 自衛隊の災害派遣はあくまでも応急措置で行うものであって、本格的な復旧工事は行わないこと。

(3) 自衛隊に依頼するのみで、町民が傍観したりすることのないよう積極的に協力すること。

(4) 派遣要請をした現地には、必ず責任者を立ち合せ、作業に支障をきたすことのないよう、自衛隊現地指揮官と協議決定すること。

(5) 応急復旧に必要な機材等については、町が準備し、自衛隊の活動が速やかに開始されるよう留意すること。

(6) 派遣部隊との連絡員を指名する。

(7) 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように、最も効率的に作業が分担できるよう配慮する。

(8) 集積地（宿泊施設、駐車場等を含む。）、臨時離着陸場等、必要な施設を確保するとともに、災害対策本部又はその近傍に自衛隊の連絡調整所（室）を確保する。

## 第 7 撤収要請要領

町長は、自衛隊の救援活動が終了したとき、またはその任務が終わったときは、その旨県知事（危機管理課）に対し、別紙様式第 28 号により自衛隊の撤収要請の連絡を行うものとする。

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりである。

なお、疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議する。

- (1) 救援活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上料、運搬費、修理費等
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話等通信費等
- (4) 救援活動の実施に際し生じた損害の補償
- (5) 県等が管理する有料道路の通行料

派 遣 要 請 書

年 月 日

香川県知事

殿

宇 多 津 町 長

自衛隊に対する災害派遣要請について（申出）

このことについて、次のとおり自衛隊の派遣方お願いします。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

2 派遣を必要とする期間

年 月 日 時から  
年 月 日 災害が終了するまで

3 派遣を希望する人員等

4 派遣を希望する区域及び活動の内容

- (1) 派遣を希望する区域
- (2) 活動内容

5 その他参考事項

- (1) 宿 舎
- (2) 食 料
- (3) 資 料

撤 収 要 請 書

年 月 日

香川県知事

殿

宇 多 津 町 長

災害派遣部隊の撤収について（報告）

さきに申し出た〇〇〇による部隊等の〇〇作業については、その目的を達したので、次のとおり派遣部隊等の撤収についてよろしくお願いします。

記

撤収年月日

年 月 日 時

## 第4節 地震に関する情報の伝達計画

地震に関する情報を一刻も早く住民等に伝達するため、迅速かつ的確な情報収集、伝達等の方法等について定める。

### 第1 地震に関する情報

#### 1 緊急地震速報

緊急地震速報（警報）は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上が予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想された地域（香川県東部、香川県西部）に対し、気象庁が発表する警報であり、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上若しくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに緊急地震速報（予報）を発表する。

気象庁本庁から発表された緊急地震速報は、日本放送協会（NHK）に伝達され、またテレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による市町の防災無線等を通して住民に伝達される。

高松地方気象台は、緊急地震速報の特性（注）や、住民や受信したときの適切な対応行動などの周知・啓発に努める。

町は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまでは、わずかな時間しかないため、震度又は長周期地震動階級のいずれの基準によるものかに関わらず、緊急地震速報を見聞きしたときは、あわてず、まず自分の身を守る行動をとる必要がある。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。この解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外に飛び出さない ・その場で、火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない ・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。

駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていない恐れがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

## 2 地震に関する情報

高松地方気象台は、気象庁及び大阪管区気象台が発表する地震に関する情報を関係機関に通知する。

### 【地震情報の種類、発表基準と内容】

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度 3 以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度 1 以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データ等をもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度 1 以上を観測した地震の	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値の

	うち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	ほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）。
遠地地震に関する情報	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マグニチュード 7.0 以上</li> <li>・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</li> </ul> <p>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある</p>	<p>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。</p> <p>日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※。</p> <p>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は 1 時間半～2 時間程度で発表</p>
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。

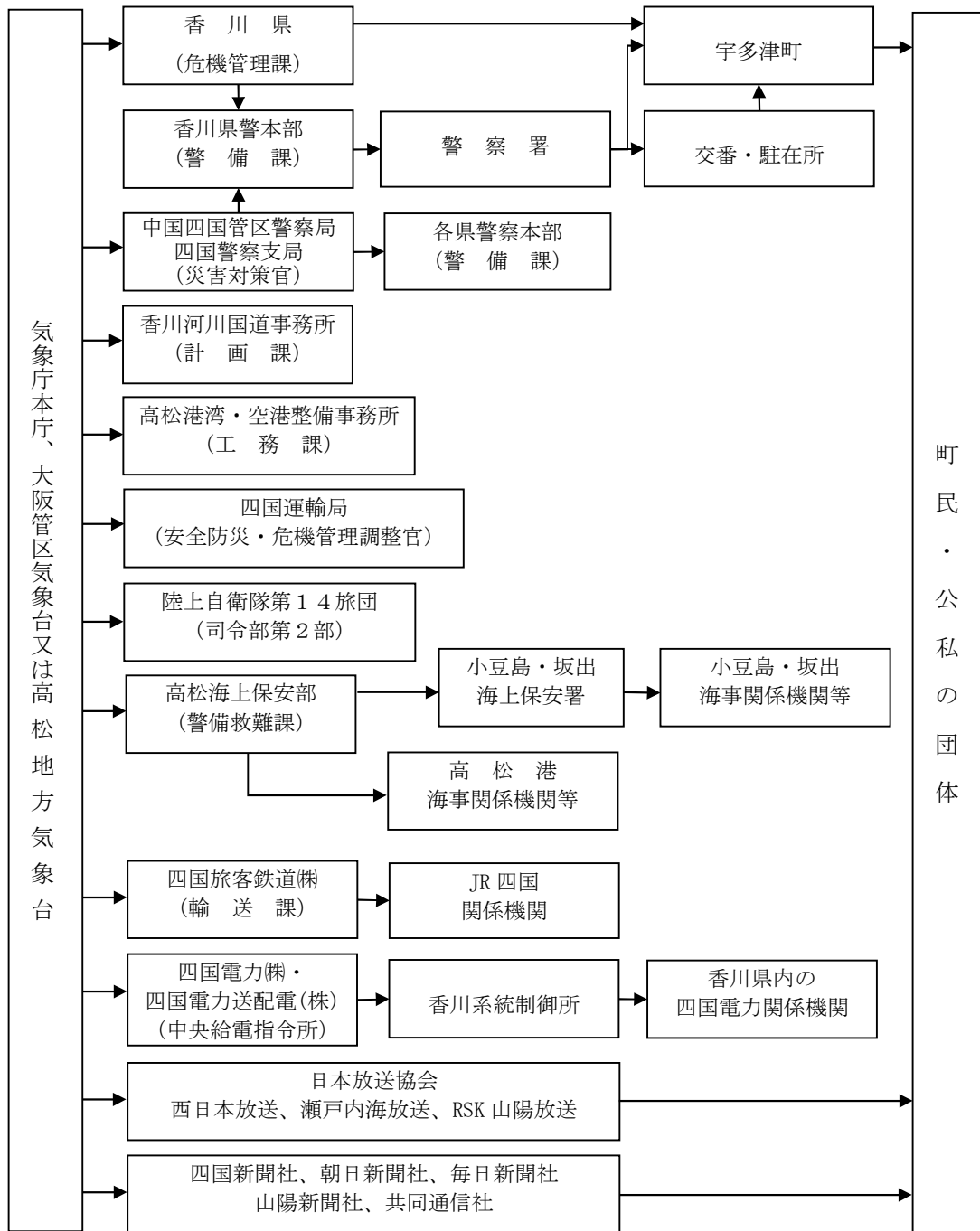
地震情報で用いる香川県の地域名

地域名	対象市郡名
香川県東部（カガワキョウブ）	高松市、さぬき市、東かがわ市、小豆郡、木田郡、香川郡
香川県西部（カガワキョウセイブ）	丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、三豊市、綾歌郡、仲多度郡

地震情報で用いる宇多津町内の震度観測点

地域名	市町名	震度観測点名	震度観測点所在地
香川県西部	宇多津町	*宇多津町役場	宇多津町 1881（宇多津町役場）

地震及び津波に関する情報の伝達系統図



### 3 地震解説資料

高松地方气象台は、県内で震度4以上の地震が観測されたとき、社会的に影響の大きい地震が発生したとき又は関係者の依頼があり特に必要と認められるときは、地震解説資料を作成し防災関係機関に提供する。

## 第2 県の情報収集・伝達体制等

- (1) 県は、震度情報ネットワークシステムの活用により、県内全市町の震度情報を迅速に把握し、消防庁に報告するとともに、高松地方気象台へも送信する。また、地震による被害状況を推定し、防災関係機関の初動体制と広域応援体制の迅速な確立を図る。
- (2) 県は、高松地方気象台から送られてきた地震に関する情報等を、緊急防災情報ネットワーク専用受信端末で受信し、直ちに県防災行政無線により各市町及び各消防本部へ一斉同報するとともに、県防災情報システムで各市町等の端末に配信する。

## 第3 関係機関の伝達

県警察本部は、地震に関する情報の通報を受けたときは、直ちに所管の通信網により坂出警察署を通じて、関係市町等に連絡する。

## 第4 異常現象発見者の通報義務等

海面の昇降等災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町又は坂出警察署若しくは坂出海上保安署に通報しなければならない。通報を受けた坂出警察署又は坂出海上保安署は、その旨を速やかに町に通報する。

この通報を受けた町は、その旨を速やかに県、高松地方気象台及びその他の関係機関に通報するとともに、町民及び関係団体等に周知するものとする。

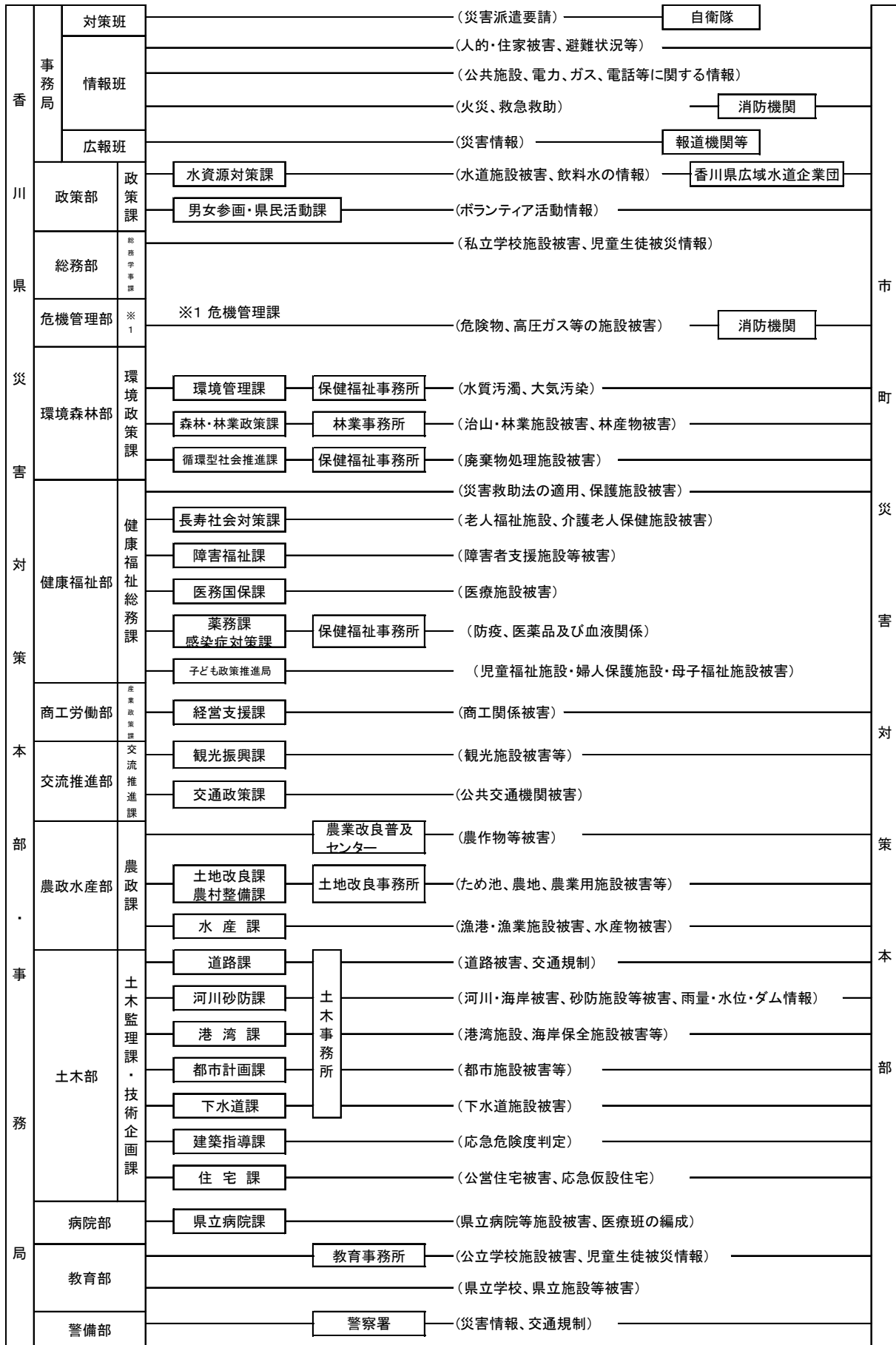
## 第5節 災害情報収集・伝達計画

### 第1 情報収集体制及び伝達系統

被災状況及び災害応急対策に関する情報の一般的収集伝達系統は、次の図のとおりである。

防災行政無線等を活用して、管内の被害状況等の早期把握に努め、遅滞なく県及び防災関係機関に通報するものとする。

【被害状況等情報収集伝達系統図】



\* 小豆総合事務所については、それぞれの事務を主管する部局の課あて報告する。

## 1 情報の収集・伝達

### (1) 被害規模の早期把握のための活動

ア 町は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。

イ 町は、町消防団等の巡視活動を通じ被害状況を把握する。

ウ 県は次図の経路により被害情報等の収集・伝達を行う。町は可能な限り関係各課による被害情報等を取りまとめて報告する。

### (2) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集伝達

町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。なお、県に報告できない場合は、直接消防庁へ被害情報を報告し、事後速やかにその旨を県に報告する。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要の情報であるため、町は、住民登録等の有無にかかわらず、町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察本部等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

なお、震度4以上を記録した場合は、被害の有無を問わず、県に報告する。

### (3) 一般被害、応急対策活動状況等の収集伝達

町、県及び防災関係機関は、各種情報の収集伝達を行うとともに、情報の共有化を図る。

ア 町は、被害状況、応急対策活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。なお、町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、県は、調査のための職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努めるものとする。また、県は、自ら実施する応急対策活動状況等を町に連絡する。

イ 町、県及び防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

## 2 県に対する報告

### (1) 報告の必要な災害

災害対策基本法第53条に基づき、町が県に被害状況及びこれに対して執られた措置の概要を報告すべき災害は、原則として、次のとおりである。

#### ア 一般基準

(ア) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用基準に合致するもの。

(イ) 町が災害対策本部を設置したもの。

(ウ) 災害が2県以上にまたがるもので1の県における被害は軽微であっても、全国的に見

た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。

#### イ 個別基準

##### (ア) 地震

地震が発生し、町の区域内で震度 4 以上を記録したもの。

##### (イ) 津波

津波により人的被害又は住家被害を生じたもの

##### (ウ) 風水害

a 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。

b 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。

#### ウ 社会的影響基準

ア一般基準、イ個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

#### (2) 報告の方法

ア (1)の被害状況等の報告は、消防組織法第 40 条に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う。

イ 県に対しての第一報は、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

#### (3) 報告要領

ア 災害概況即報（災害発生直後の被害の第一次情報の収集・伝達）町は、「災害概況即報」により人的被害の状況、建築物の被害状況、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

なお、県に報告できない場合は、直接消防庁へ被害情報を報告し、事後速やかにその旨を県に報告する。

イ 被害状況即報（一般被害情報、応急対策活動状況等の収集・伝達）

町、県及び防災関係機関は、積極的に県防災情報システムを活用し、各種情報の収集・伝達を行うとともに、情報の共有化を図る。

(ア) 町は、「被害状況即報」により被害状況、応急対策活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。また、県は自ら実施する応急対策活動状況等を町に連絡する。

(イ) 町、県及び防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

#### ウ 確定報告

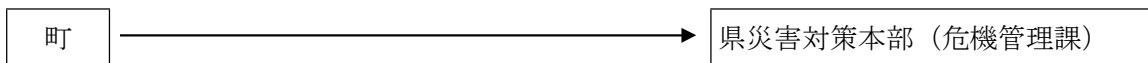
災害が終了して、被害が確定したときに調査し「災害確定報告」により行う。災害復旧対策事業の基礎資料となるものであるので正確を期して行う。

#### (4) 報告の方法、経路

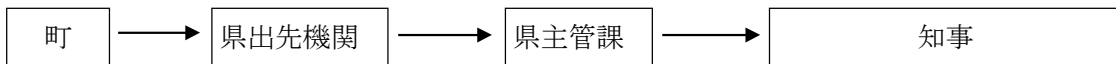
ア 町の発生報告及び経過報告は、香川県防災情報システム、香川県防災行政無線又は様式第4号に基づいて県災害対策本部（本部を設置しない場合にあっては県危機管理課）に対して行うものとする。なお、発生報告及び経過報告は、覚知後、速やかに行うものとする。

イ 町の確定報告は、関係の県出先機関を経由し、各主管課から知事に報告するものとする。なお、確定報告は災害が終了し、被害が確定した後に遅滞なく文書により、行うものとする。

(発生報告及び経過報告)



(確定報告)



### 3 直接即報基準に該当した場合の報告

火災・災害等の報告は、町は県に行うことが原則であるが、即報基準に該当する火災・災害等のうち一定規模（直接即報基準）以上のものを覚知した場合は、第一報を県に加え直接消防庁にも、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

災害即報のうち直接即報基準に該当するもの

#### ① 火災等速報のうち直接速報基準に該当するもの

- ・ 航空機火災、大型タンカー火災、トンネル内車両火災、列車災害などの火災
- ・ 危険物等にかかる事故・原子力事故等

#### ② 救急・救助事故即報のうち直接即報基準に該当するもの

- ・ 死者及び負傷者が15人以上発生し又は発生するおそれがある列車の衝突、転覆、バスの転落、ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故等

#### ③ 災害即報のうち直接即報基準に該当するもの

- ・ 地震が発生し、町の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない）
- ・ 津波・風水害のうち死者又は行方不明者が生じたもの 等

### 4 被害の認定

町は、罹災証明書発行、災害救助法の適用、被災者生活再建支援法の運用等の根拠となる住宅の被害認定に際しては、災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第

518 号内閣府通知) で示された、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、迅速かつ適切に実施するものとする。

## 5 被害情報の報告

災害が発生した場合の被害情報は、次の区分により、町長から知事に対して行うものとする。

## 6 関係機関の協力

被害情報は、各機関が収集し、その結果を必要に応じ相互に通報、連絡するものとするが、警察、報道機関等は、特に迅速、的確な収集及び伝達について協力するものとする。

## 7 非常通信の運用

災害時において、NTTその他の機関の有する有線電信が途絶し、もしくは電話が困難な場合においては、非常用無線等の運用により通話を確保するものとし、これの運用については、香川県非常通信協議会の協力を得るものとする。

様式第4号

(被害状況即報)

市町名		宇多津町		区分		被害	
災害名 ・ 報告内容	災害名			田	流失・埋没	ha	
	宇多津町 第 報 ( 月 日 時現在)				冠 水	ha	
報告者名				畑	流失・埋没	ha	
					冠 水	ha	
				文教施設		箇所	
				病院		箇所	
区分		被害		道路		箇所	
人的被害	死者	人		その他	橋りょう	箇所	
	行方不明者	人			河川	箇所	
	負傷	重傷	人		港湾	箇所	
	傷	軽傷	人		砂防	箇所	
住家被害	全壊		棟	その他	清掃施設	箇所	
			世帯		崖くずれ	箇所	
			人		鉄道不通	箇所	
	半壊		棟		被害船舶	隻	
			世帯		水道	戸	
			人		電話	回線	
	一部破損		棟		電気	戸	
			世帯		ガス	戸	
			人		ブロック塀等	箇所	
	床上浸水		棟				
			世帯				
			人				
床下浸水		棟		罹災世帯数	世帯		
		世帯		罹災者数	人		
		人		火災発生	建物	件	
非住家	公共建物		棟		危険物	件	
	その他		棟		その他	件	

区 分		被 害	災 害 等 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県  市  町				
公立文教施設	千円							
農林水産業施設	千円							
公立土木施設	千円							
その他の公共施設	千円							
小計	千円							
公立施設被害市町数	団体							
そ の 他	農 産 被 害	千円		災 適 害 用 救 市 助 町 法 名				
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
	そ の 他	千円			消防職員出動延人数	人		
被 害 総 額	千円		消防団員出動延人数	人				
備 考	災害発生場所  災害発生年月日  災害の種類概況  応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況							

※被害額は省略することができるものとする。

## 第6節 通信運用計画

地震災害時における通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるため、防災関係機関は、無線・有線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被害の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努める。

### 第1 地震災害時の通信連絡

町、県及び防災関係機関相互の連絡は、加入電話のほか、県防災行政無線、衛星携帯電話、県防災情報システム等を利用して行う。

#### 1 県防災行政無線の運用

地震災害情報の収集・伝達は、最も迅速かつ的確な手段を利用するものとし、主として県防災行政無線を利用する。

#### 2 県防災情報システムの運用

町、県及び防災関係機関は、このシステムを利用することにより、気象情報、水防情報等の災害関連情報の共有化を図る。

#### 3 電気通信事業者の設備の利用

##### (1) 災害時優先電話の利用

地震災害時には、一般の加入電話は輻輳するので、あらかじめNTTに申請を行い承諾を得た特定の電話番号の災害時優先電話を活用する。

##### (2) 孤立防止用衛星電話の利用

地震災害時において、交通手段、通信手段の途絶により孤立地区の発生が予想されるため、NTTの孤立防止用衛星電話を四国総合通信局に貸与要請し、地震災害時に加入電話等が使用不能になったときに、これを連絡用に活用する。

#### 4 他の機関の専用電話の利用

地震災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、他の機関が設置する専用電話を利用し、通信の確保を図るものとする。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、航空保安電話、海上保安電話、鉄軌道電話、電気事業電話がある。

#### 5 非常通信の利用

有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、他の機関の無線通信施設を利用し、通信の確保を図るものとする。

なお、県と町との通信が途絶したときは、香川県地方通信ルートにより、通信手段を確保するものとする。

## 6 災害対策用無線機の利用

町、県及び復旧関係者は、災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、総務省の災害対策用無線機（MC A、簡易無線）の無償貸与制度を活用し、通信の確保を図るものとする。

## 7 災害対策用衛星携帯電話の利用

町及び県は、災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、総務省（四国総合通信局を含む。）に対し、災害対策用衛星携帯電話の貸与を要請し、通信の確保を図るものとする。

## 8 アマチュア無線の活用

町及び県は、被災地、避難所等との連絡手段等として、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。

## 9 放送の要請

町及び県は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、放送局に対して、災害に関する通知、要請、伝達、警告等の放送を要請し、町民等へ必要な情報を提供する。

## 10 町防災行政無線

町は、防災行政無線（同報系）及び戸別受信機等を活用し、住民等へ必要な情報を提供する。また、必要に応じ、緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

### 11 情報の収集

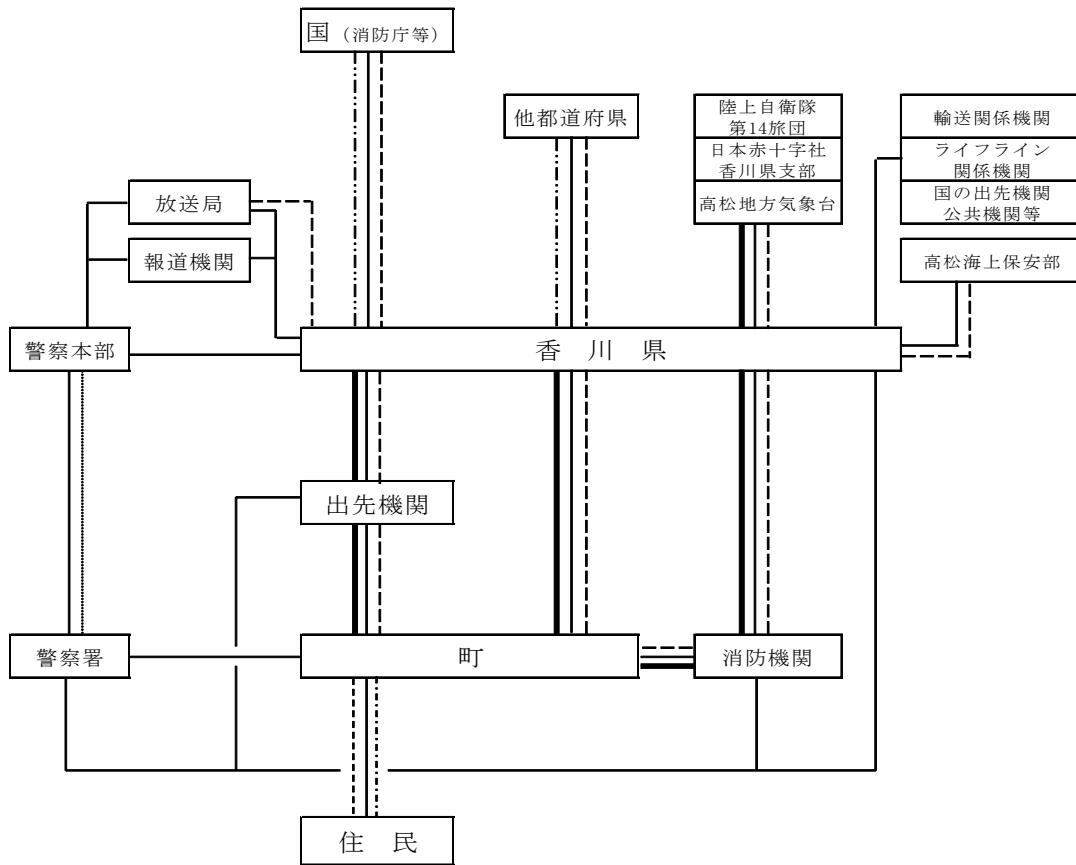
町及び県は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

### 12 多様な緊急通報手段

町及び県は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。



災害時通信連絡系統図



- 【凡 例】
- 電話・FAX (一般のNTT回線)
  - - - - 県防災行政無線 (NTT専用回線と衛星回線を使った県と関係機関との専用回線)
  - 防災情報システム (パソコンにより文字、映像、地図等の災害情報等を共有する)
  - · - · - · 消防防災無線 (消防庁等と都道府県を結ぶ回線)
  - 警察電話 (警察の専用回線・無線回線)
  - · - · - · オフトーク通信又は町防災行政無線 (同報無線で屋外方式と戸別方式がある。)
  - - - - 広報車による広報活動

## 第7節 広報計画

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の町民等の適切な判断と行動を助けるために、県、町、防災関係機関等は相互に協力して、被害の状況や応急対策等に関して正確な情報の適時かつ適切な広報活動を実施する。

### 第1 広報内容

#### 1 被災者等への広報活動

##### (1) 町の広報活動

###### ① 広報事項

町は、県が行う広報事項の他に次の事項について広報を行う。

- ・避難指示等の発令、避難路・指定緊急避難場所・指定避難所の指示、指定避難所開設状況等
- ・応急救護所開設状況
- ・給食、給水等実施状況
- ・電気、ガス、水道等の供給状況
- ・一般的な住民生活に関する情報
- ・その他必要な事項

###### ② 広報手段

次の手段により行う。

- ・ラジオ、テレビ、新聞等報道機関による広報
- ・固定型防災行政無線、防災ラジオによる広報
- ・CATVによる広報
- ・広報紙、ポスター等の配布及び掲示
- ・広報車による広報及び指定緊急避難場所、指定避難所への広報担当者の派遣
- ・自治会、自主防災組織等を通じた連絡
- ・県防災情報システムによるメール配信
- ・インターネット（ホームページ、ソーシャルメディアなど）の活用による広報
- ・Lアラート（公共情報コモンズ）による情報配信

##### (2) 県の広報活動

###### ① 広報事項

県は、災害の規模、態様等に応じて、町民に関係のある次の事項について広報を行う。

- ・災害対策本部の設置状況及び応急対策の実施状況
- ・被害状況の概況（人的被害、住家被害、道路・河川等公共施設被害等）

- ・二次災害の危険性に関する情報
- ・安否情報（死者・安否不明者等の氏名等公表基準に基づく公表内容を含む）
- ・道路交通、交通機関に関する事項
- ・防災関係機関の防災体制及び応急対策の実施状況
- ・民心の安定に関する事項
- ・被災者生活支援に関する情報
- ・その他必要な事項

## ② 広報手段

それぞれの情報の出所を明確にして、次の手段により広報を行う。その際、多様なメディアを使い、また、手話通訳、外国語通訳等を活用するなど、高齢者、障がい者、在住外国人・訪日外国人等の要配慮者や在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者について十分配慮する。

- ・報道機関による広報
- ・ヘリコプター、広報車等による広報
- ・広報紙、ポスター等の配布及び掲示
- ・インターネット（ホームページ、ソーシャルメディアなど）、緊急速報メールの活用による広報
- ・Lアラート（公共情報コモンズ）による情報配信
- ・その他

日本道路交通情報センター、CATV局、コミュニティ放送局等に対し、町民等への情報提供を依頼する。

## (3) 防災関係機関の広報活動

### ① 広報事項

所管する施設等の被害状況や応急対策の実施状況など町民が必要とする情報について、積極的に広報を行う。

### ② 広報手段

報道機関を通じての広報だけでなく、広報車による広報、チラシやパンフレット等による広報など多様な広報媒体を利用して広報を行う。

## 2 「広報うたづ」による広報

広報うたづ特集号発行等により、町内各世帯に災害情報を周知徹底するものとし、併せてホームページ、フェイスブックページにも掲載するものとする。

### 3 報道関係に対する情報発表

町本部において収集した被害状況その他災害の情報は、報道機関に対して次の事項を発表するものとする。なお、本情報は、発表時判明している事項についてのみ行うものとする。

- (1) 災害の種別（名称）及び発生年月日
- (2) 災害発生場所
- (3) 被害調査及び発表時限
- (4) 被害状況
- (5) 避難情報（避難指示等）
- (6) 災害救助法適用の有無
- (7) 町本部における応急対策の状況

### 4 広聴活動

災害発生後速やかに、被災地住民の要望事項等を把握するとともに、住民等からの各種問合せに対応するため総合的な窓口を開設する。

なお、被災者の安否についての照会に対しては、被災者等の権利利益を不当に侵害しないように配慮し、応急措置に支障を及ぼさない範囲で回答するよう努める。

## 第8節 避難対策計画

災害時において、住民等を速やかに避難させるため、適切に避難の指示を行うとともに、指定避難所を開設し管理運営を行う。

### 第1 避難指示の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人命の保護、災害の拡大防止等のため、特に必要があると認めるときは、次により避難指示を行う。

区分実施責任者根拠法令災害の種類実施の基準内容等

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	実施の基準	内容等
指示	町長	災害対策基本法第60条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるとき	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示(町は県に報告)
	知事			町長が上記の事務を行うことができないとき	
	警察官 海上保安官	災害対策基本法第61条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるときで、町長が指示できないと認めるとき又は町長から要求があったとき	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示(町に通知)
	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	水防法第29条	洪水、雨水出水、津波、高潮について	洪水、雨水出水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	避難のための立退きの指示(水防管理者のときは、当該区域を管轄する警察署に報告)
	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法第25条	地すべりについて	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	避難のための立退きの指示(当該区域を管轄する警察署に報告)
	警察官	警察官職務執行法第4条	災害全般について	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において、特に急を要するとき	危害を受けるおそれのある者を避難させる(公安委員会に報告)
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	自衛隊法第94条	災害全般について	上記の場合において、警察官がその場にい不在とき	危害を受けるおそれのある者を避難させる(防衛大臣の指定する者に報告)

## 第2 避難指示の内容及び周知

(1) 町は、次の事項を明らかにして、町民等に避難指示の周知を行う。なお、避難時の周囲の状況等により、避難のための立退きを行うことによりかえって危険が及ぶおそれがあると認めるときは、居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示するものとする。

ア 避難を必要とする理由

イ 避難指示及びその対象となる地域

ウ 指定緊急避難場所及び指定避難所（位置）

エ 避難経路

オ その他必要な事項（避難に際しての注意事項、携行品等）

(2) 町が避難指示を行う際は、広報車、緊急速報メール（エリアメール等）、防災行政無線、防災ラジオ、町ホームページ、町フェイスブック等、あらゆる手段を活用し、また、放送局、警察、消防団、自主防災組織などの協力を得て、住民等に確実に伝わるよう周知徹底を図るものとする。

なお、情報の伝わりにくい高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うものとする。

(3) 町は、必要に応じ避難指示に関する放送を、県に対し要請する。県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、次の事項を明らかにして報道機関にラジオ、テレビによる放送を要請する。なお、事態が急迫している場合及び県への連絡が困難な場合においては、町は直接報道機関に放送要請を行う。

ア 放送要請の理由

イ 放送事項

ウ 希望する放送日時及び送信系統

エ その他必要な事項

(4) 災害発生により、町が事務を行うことができなくなった場合は、町に代わって県が、一斉同報機能を活用した緊急速報メール等を活用し、避難の勧告又は指示の情報を配信するものとする。

(5) 町は、避難指示の発令中は、継続的な周知を図るものとする。

(6) 住民は、町が避難指示を発したときは速やかにこれに応じて行動するとともに、継続的に避難情報や気象情報などの情報収集に努めるものとする。

## 第3 避難誘導

町は、警察、消防機関等防災関係機関や自主防災組織等の協力を得て、次の事項に留意して

町民の避難誘導を実施するものとする。また、支援を行う者の避難に要する時間を配慮しつつ適切な対応を実施するものとする。

なお、消防職団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導にあたる者は、現場の状況について迅速かつ的確に判断し、自らの安全確保を図るとともに、防災関係機関は、危険が切迫している場合、必要な情報提供や措置を行うなど防災対応や避難誘導にあたる者の安全確保に努める。

- (1) 避難対象地区の住民等に逃げ遅れがないよう、できるだけ自治会、町内会、職場、学校等を単位とした集団避難を行う。
- (2) 高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して避難させる。
- (3) 高齢者、幼児、病人、障害者、外国人等の要配慮者に対する支援や外国人、出張者、旅行者に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間を配慮しつつ適切な対応を実施する。
- (4) 避難経路は、ハザードマップ等を参考にしながら、災害の種類に応じて、周囲の状況等を的確に判断しながら、できるだけ安全な経路を選定する。
- (5) 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

#### 第4 避難方法

##### (1) 住民

津波の場合は、高台等へ一刻も早く避難する。

二次災害である火災の場合は、火災の発生場所、風向、風速、木造住宅の密集状況から判断して、より安全な避難場所等へ避難する。

避難にあたっては、自主防災組織等を中心として、要支援者の安否確認・移動補助等を行いながら、できるだけ自治会・町内会単位での集団で避難するものとする。避難に際しては、徒歩で避難する。自動車は、火災時に燃料が危険であることや道路が混雑し、かえって避難に時間を要することなどから、できるだけ利用しない。自転車は、倒壊家屋、垂れ下がった電線及び道路の損壊等により危険なので、できるだけ避難には使用しない。

- (2) 町長は、住民の避難誘導にあたっては、警察、消防機関、自衛隊等の防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て、できるだけ自治会・町内会単位で集団避難を行うものとし、高齢者、障がい者等要配慮者の避難を優先する。

#### 第5 指定避難所の開設

- (1) 町は、地震が発生した場合は、必要に応じて、避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

(2) 町は、地震・津波災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を、一時的に収容し、保護するため、安全かつ適切な指定避難所を選定し、指定避難所を開設する。また、要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

町は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

なお、被災者が愛玩動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、被災動物を収容するスペースを確保するよう努めるものとする。

(3) 町は、指定避難所として町の学校及び公民館等の既存建物を応急的に整備して使用する。

なお、高齢者、障がい者等要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

ただし、これら適当な施設が確保できない場合は、仮設建物等を設置する。

なお、学校を指定避難所として使用する場合には、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識し、代替施設の確保に努めるなどにより、できる限り早期に閉鎖するなどして、児童生徒等の安全確保や教育活動の早期正常化を図る。

(4) 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。指定避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に収容すべき者を誘導し、保護するものとする。

特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページや防災アプリ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。なお、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(5) 町は、指定避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を県に報告しなければならない。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設期間の見込み

(6) 指定避難所の開設期間

町は、地震情報、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、避難所の開設期間を決定する。

## 第6 指定避難所の運営

(1) 町は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア、住民及び避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、指定避難所を運営する協力を得て、指定避難所を運営す

るものとする。その際には、あらかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して作成した、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した避難所運営の行動基準に基づいて行う。また、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、マニュアルの作成、訓練などを通じ、住民等が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

(2) 町は、避難者の協力を得て、負傷者、衰弱した高齢者、災害による遺児、障害者等に留意しながら、避難者名簿を作成し、避難者情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。また、民生委員・児童委員、福祉事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

(3) 指定避難所においては、飲料水、食料、毛布、医薬品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保するものとする。

(4) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。

なお、避難所では情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に提供するよう努めるものとする。

(5) 指定避難所の運営に当たっては、良好な生活環境を確保するため、照明、換気、食事供与の状況、トイレの設置状況等の整備に努め、また、各種情報の伝達に留意するものとする。

また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の生活環境の確保、健康状態の把握、情報提供等には十分配慮し、必要に応じて、社会福祉施設、病院等と連携を図るものとする。

(6) 町は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(7) 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

また、町は、指定避難所における性的少数者への配慮を講じるよう努めるものとする。

(8) 指定避難所には、必要に応じて、その運営を行うために町の職員を配置するものとする。

また、保健師等を派遣し、巡回健康相談等を実施するとともに、指定避難所での生活が長期にわたる場合は、感染症予防対策に努める。さらに、指定避難所の安全の確保と秩序の維持のため必要な場合には、警察官を配置するものとする。

(9) 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

## 第7 指定避難所外避難者等への配慮

町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない在宅避難者や車中避難者を含む指定避難所外避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

県は、町が行う指定避難所外避難者の状況調査に協力するものとする。また、町からの要請に基づき、関係機関に支援を要請するものとする。

## 第8 在宅の要支援者対策

(1) 地震災害発生直後には、直ちに在宅サービス利用者、一人暮らし高齢者、障がい者、難病者等の避難行動要支援者名簿を利用するなどして、居宅に取り残された要支援者の迅速な発見に努めるものとする。

(2) 要支援者を発見した場合には、避難所への移動、施設緊急入所等の緊急入所、居宅での生活が可能の場合には在宅福祉ニーズの把握等を行うものとする。

(3) 避難所に移動した要支援者について、県等の応援を得ながら、遅くとも発生1週間後を目途に組織的・継続的な要支援者特有の保健福祉サービスの提供が開始できるよう努める。そのため、災害発生後2～3日目より、全ての避難所を対象として要支援者の把握調査を開始するものとする。

## 第9 障がい者に係る対策

(1) 障がい者に係る対策として、次の点に留意しながら行うものとする。

- ア 文字放送テレビ、ファクシミリ等障がい者に対する情報提供体制の確保、手話通訳者の派遣
  - イ 車椅子、障がい者用携帯便器等障がいの状態に対応した機器や物資等の提供
  - ウ ガイドヘルパー等障がい者のニーズに応じたマンパワーの派遣等
- (2) 在宅の被災障がい者に対する救援のため、安否確認及び福祉サービスの迅速な提供を行う。

## 第10 児童に係る対策

次の方法により被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見及び援護を行う。

- (1) 指定避難所の管理者、リーダー等を通じ、指定避難所における児童の実態を把握し、保護者の疾病等により発生する要保護児童について福祉事務所又は児童相談所に対して、通報がなされるようにする。
- (2) 保護を必要とする児童を発見した場合、親族による受け入れの可能性を探るとともに、養護施設への受け入れや里親への委託等の保護について必要な措置を行う。

## 第11 要介護者等の福祉施設における緊急受け入れ

地震災害時の施設への緊急入所措置にあたっては、施設の種類に応じて対応するものとし、措置決定、委託契約の締結等は、事後的に行うものとする。

要介護高齢者、障がい者、要保護児童、母子等の要配慮者の状況を速やかに把握するとともに、施設入所にあたっては県と協議のうえ適切な処置を行うものとする。

## 第12 町への被災者情報の提供

改正災害対策基本法では、町が行う被災者台帳の作成とあわせて、県及び関係市町に対して被災者に関する情報提供を求めることができることが規定された。町は、被災者台帳の円滑な作成に資するため、災害救助法に基づく救助を行った被災者について、県へ情報提供を依頼し、県の保有する被災者情報の提供を受けるものとする。

## 第13 広域避難

- (1) 町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受け入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の県内の市町に協議することができる。
- (2) 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設

等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

#### 第14 広域一時滞在

町は、災害の規模、被災住民の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該地の都道府県との協議を求めることができる。

## 第9節 二次災害防止対策

地震発生時の被害を最小限にとどめるため、余震又は降雨等による水害・土砂災害や余震による建築物・構造物の倒壊等に備え二次災害防止施策を講じる。

### 第1 土砂災害対策

町及び県は、余震又は降雨等による二次災害を防止するため、砂防ボランティア等により急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等の斜面判定を行う。その結果、危険度が高いと判断された箇所については、関係機関や町民に周知を図るとともに、必要な応急対策を行う。

また、町は、災害の発生のおそれがあるときは、速やかに適切な避難対策を行う。

### 第2 被災建築物等への対応

(1) 町は、被災した建築物等について、余震による倒壊や物の落下等の二次災害を防止するため、応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士等により応急危険度判定を行い、県は、各判定士の派遣等により、積極的に町の活動を支援する。その結果、危険度が高いと判断されたものについては、建築物や宅地の使用制限をする等の適切な二次災害防止対策を行う。

(2) 町民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、倒壊、附属物の落下等の危険がある建築物又は工作物による被害の発生又は拡大を防ぐため、速やかに危険建築物等から避難し、又は危険建築物等に近づかないものとする。また、その場合において、危険建築物等の所有者又は管理者は、必要に応じて当該危険建築物等が危険である旨の表示を行うよう努めるものとする。

(3) 町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

### 第3 高潮、波浪等の対策

町、県等は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、その管理する海岸保全施設等の点検を行い、応急工事など必要な応急対策を行うとともに、町は、災害の発生のおそれがあるときは、速やかに適切な避難対策を行う。

### 第4 環境汚染への対策

県が実施する大気汚染の調査や公共用水域における水質汚濁の調査等につき、県から住民に対する情報提供等の要請があったときは、町は、周辺地域の住民に対して、大気汚染、水質汚濁に関する情報の提供を行う。

町は、県から事業所等の有害物質の漏えいによる大気汚染、水質汚濁についての情報が提供された場合は、周辺地域の住民に対して広報する。

また、町は、災害の発生のおそれがあるときは、速やかに適切な避難対策を行う。

## 第10節 消防に関する計画

### 第1 出火防止、初期消火

地震火災による被害を最小限にとどめるため、住民、事業所等は使用中のガス器具、石油ストーブ等の火を直ちに消し、出火防止に努める。

また、万一出火した場合は、住民、自主防災組織及び自衛消防組織が協力して、ボヤのうちに消火するよう努める。

### 第2 応援要請

町長は、本町の消防力では対処できない場合は、消防相互応援協定に基づき他の市町に応援を要請する。

さらに、これらの消防力をもってしても対処できない場合は、消防組織法第44条の1項の規定により、知事を通じて消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等、他の都道府県の応援を要請する。

### 第3 消防活動

地震による火災は、同時多発するほか、津波や土砂災害が同時に発生する 경우가多く、また道路の損壊等により通行障害が発生するため、消防活動が極めて困難となる。このことから、消防機関は、延焼火災の状況、消防ポンプ自動車等通行可能道路の状況、消防水利に関する情報を収集するとともに、防災関係機関と密接な連絡をとりながら、次の点を考慮して消防活動を実施する。

- (1) 延焼火災が多発し、かつ拡大した場合は、避難場所等の確保をする消防活動を優先する。
- (2) 重要かつ危険度の高い地域を優先して、消防活動を行う。
- (3) 多数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。
- (4) 大量危険物貯蔵施設等から出火した場合は、市街地への延焼を防止する消防活動を優先する。
- (5) 消防活動に際しては、消防団員の安全確保に十分配慮する。

### 第4 救急、救助活動

救急、救助を必要とする事象が、地震の際には同時多発するほか、建物の倒壊や道路の損壊等による通行障害等のため、救急、救助活動が極めて困難となる。したがって、消防機関は、次の点を考慮して救急、救助活動を実施する。

- (1) 救急、救助は、救命の処置を必要とする負傷者を優先する。
- (2) 延焼火災が多発し、同時に多数の救急、救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先す

る。

- (3) 延焼火災が少なく、同時に多数の救急、救助が必要となる場合は、多数の人命を救助できる現場を優先する。

## 第5 惨事ストレス対策

- (1) 救急救助活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- (2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

### 第11節 水防活動に関する対策

#### 第1 監視、警戒活動

水防活動のための具体的な内容については、宇多津町水防計画の定めるところによる。

#### 第2 応急措置

水防施設の管理者は、被害の拡大を防止するため、堤防、水門、ため池等の被害箇所の応急措置を迅速かつ的確に行う。

## 第12節 輸送対策

地震災害時において、救助、救急、医療活動を迅速に行うため、また、被害の拡大の防止、さらには避難者に緊急物資を供給するためにも、緊急輸送路を確保し、緊急輸送活動を行う。

### 第1 輸送の対象

輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施等に配慮し、次のものを輸送対象として実施する。

#### (1) 第1段階

- ア 救急救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害防止のための人員、物資
- ウ 後方医療機関等へ搬送する負傷者等
- エ 地方公共団体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策に必要な要員、物資等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

#### (2) 第2段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ウ 被災地外に搬送する傷病者及び被災者

#### (3) 第3段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員、物資
- ウ 生活必需品

### 第2 輸送車両等の確保

(1) 町が運送手段として必要とする車両、船舶等については、次により確保する。

- ア 町有車両の活用
- イ 県内トラック協会、バス協会、離島航路事業協同組合、船舶事業者の協力を県に要請
- ウ 他の市町へ応援車両等の派遣要請
- エ 燃料等の確保のため関係業界へ協力要請
- オ 臨時列車の増発等が必要な場合は、駅長及び関係者と協議のうえ、四国旅客鉄道株式会社社長に申請

(2) 町は、自衛隊の支援等による輸送が必要な場合は、県に対し自衛隊の派遣要請の要求を行う。

### 第3 陸上交通の確保（緊急輸送路の確保）

#### (1) 情報の収集

ア 町は、県警察本部との連携により関係機関の協力を得て、主要な道路の被害状況・復旧見込み等、必要な情報を把握する。

イ 県は、道路被害状況等の調査結果に基づいて、あらかじめ指定している輸送確保路線のうちから、県警察本部及び道路管理者と協議し緊急輸送路を選定する。

#### (2) 道路交通確保の措置

道路管理者は、選定された緊急輸送路の交通確保に努めるほか、障害物の除去や交通安全施設の応急復旧を効果的に行う。

#### (3) 車両の運転者

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を当該道路の区間外の場所へ移動し、区域にかかる通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を道路外の場所等へ移動し、駐車する。

また、警察官、自衛官又は消防隊員から車両の移動等の措置命令を受けた場合は、その指示に従って、車両を移動し、駐車する。

#### (4) 車両運転の自粛

災害時にはできるかぎり車両の使用を自粛することにより、緊急通行車両の円滑な通行の確保等に協力するよう努めるものとする。

### 第4 海上交通の確保

#### (1) 情報の収集

町は、船舶事業者、宇多津漁業協同組合等の協力を求め、被害状況、航路等、異常の有無等の情報収集を行う。

#### (2) 海上交通確保の措置

町は、管理する港湾・漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急措置を講ずる。

### 第5 航空輸送の確保

町は、緊急物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、臨時ヘリポートを確保する。

### 第6 輸送拠点の確保

町は、緊急物資、救援物資等の輸送を円滑に行うために、県は一次（広域）物資拠点等を、町は二次（地域）物資拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。

また、ヘリコプターによる緊急輸送のため、町は臨時ヘリポートの確保を行い、県は場外離

着陸場の情報管理を行うものとする。

## 第7 費用の基準

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、香川県における平均的な料金（国土交通省の認可を受けている料金以内）によるものとする。

なお、自家用車等の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送業者に支払う料金の範囲内（8割以内）で、町本部が所有者と協議して定めるものとする。ただし、官公署及び公共機関所有の車両使用については、燃料費負担（運転手雇上げのときは賃金）程度の費用とする。

## 第13節 給食計画

### 第1 実施体制

#### 1 給食の実施者

給食は、町長が実施するものとする。

#### 2 給食の供給対象者

(1) 災害救助法が適用された場合に、炊き出しその他による食品供給を受ける者

ア 指定避難所に収容された者

イ 住家の被害が全焼、全壊、流出、半壊、半焼または床上浸水等であって炊事のできない者

ウ 町内の旅館宿泊人及び一般家庭の来訪者であまはイと同一の状態にある者

エ 被害を受け、一時縁故先等へ避難する者で食品を提供する必要のある者

(2) 災害救助法が適用されない場合の被災者

(3) 災害救助従事者

#### 3 供給する食品の品目

(1) 給食は、精米、即席めん、おにぎり、弁当、乾パン、パン等の主食のほか、必要に応じて缶詰、漬物、野菜等の副食を供給するものとする。

また、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。

(2) 災害救助法適用時の食品は、被災者が直ちに食することができる状態にあるものを供給する。

(3) 乳児に対しては、原則として粉ミルクを供給する。

#### 4 災害救助法適用時の給食実施期間

(1) 炊き出しその他による食品の供給を実施する期間は、災害救助法施行細則（昭和39年香川県規則第9号）に定める基準により、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内のものを現物により支給することができる。

(2) 地震災害が大規模で基準内の期間で炊き出しその他による食品の供給を打ち切ることが困難な場合には、町長は、知事に期間延長について内閣総理大臣に特別基準の適用申請を行うよう要請することができる。

## 5 給食基準

- (1) 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う場合  
1人1食あたり 精米換算 200グラム以内
- (2) 災害救助従事者に対し、炊き出しによる給食を行う場合  
1人1食あたり 精米換算 300グラム以内

## 第2 食料の調達

### 1 平常時における緊急食料の調達に係る措置

地震災害時において、緊急食料が円滑に確保されるよう平常時から次の措置を行うものとし、住民は、7日間程度の生活が維持できる緊急食料の確保・備蓄を行うものとする。

- (1) 町内における緊急に必要な食料の在庫状況等の定期的な調査の実施
- (2) 緊急食料の保有者との供給協定の締結
- (3) 緊急食料の集積場所の選定
- (4) 住民が実施する緊急食料の確保対策の指導
- (5) 県は一次（広域）物資拠点、町は二次（地域）物資拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保するものとする。

### 2 緊急食料の調達

- (1) 町は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した緊急食料保有者から緊急食料の調達に努めるとともに、必要に応じて物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、県等に対して調達またはあつせんを要請する。
- (2) 町は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

## 第3 炊き出しの実施及び食料の配分

### 1 炊き出しの実施

- (1) 炊き出しの実施場所としては学校給食センターとするが、学校等の避難場所等のほか適当な場所をあらかじめ定めておくものとする。
- (2) 町長は、平常時から自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の協力を得て、炊き出しについての協力体制の確立に努めるものとする。
- (3) 町長は、地震災害時に、指定避難所またはその近くの適当な場所において、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の協力を得て、迅速、正確、公平に炊き出し及び食品の配分を実施する。

- (4) 町長は、地震災害が大規模なため、職員、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等による炊き出しの実施が困難な場合は、知事に対し炊き出しの応援を要請することができる。
- (5) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与された賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

## 2 燃料の確保

- (1) 町長は、炊き出しに必要なプロパンガス及びガス器具等の支給またはあっせんを行う。
- (2) 町長は、炊き出しに必要なプロパンガス及びガス器具等の調達の調整ができないときは、次の事項を示して知事に調達のあっせんを要請する。
- ア 必要なプロパンガスの量
  - イ 必要なガス器具等の種類及び個数

## 第14節 給水計画

地震・津波災害時において、被災者等の生命の維持、人心の安定等を図るため、被災地のニーズに応じて、飲料水及び生活水の供給を行う。

### 1 給水の確保等

- (1) 町は、必要に応じ備蓄している飲料水（町設置の耐震性防火水槽（飲料水兼用 100 m<sup>3</sup>型）を含む。）を放出するとともに、飲料水の調達に努める。この場合、原則として、あらかじめ供給協定を締結した飲料水保有者から緊急調達を実施する。
- (2) 被災地等において飲料水等が確保できないときは、被災地に近い配水池等から給水車又は容器により運搬して確保する。
- (3) 飲料水等が汚染されているおそれがあるときは、水質検査を実施し、衛生の確保に努める。

### 2 給水量の基準

- (1) 飲料水については、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3リットルの給水を基準とする。
- (2) 生活用水については、給水体制及び復旧状況を勘案して給水量を定める。

### 3 給水の実施

- (1) 町は、香川県広域水道企業団の給水活動に協力するとともに、給水車等による応急給水においては、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の各種団体等の協力を得るよう努める。
- (2) 香川県広域水道企業団は、次の給水活動を行う。
  - ① 水道施設に被害がない場合は、給水先の市町の被害状況を調査して、市町への水道水の供給を継続する。
  - ② 配水施設が被災した場合は、配水池等において、給水車等へ飲料水等を補給する。
  - ③ 飲料水の確保が困難な地域に対して、町と協議のうえ、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。この場合、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の各種団体等と連絡をとりあい、必要な被災者等への円滑な供給を実施するとともに、自主防災組織、自治会等の協力を得るよう努める。
  - ④ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努める。
  - ⑤ 住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。
  - ⑥ 給水用資機材が不足するときや給水の実施が困難な時は、県または（公社）日本水道協会香川県支部に対して、応援等を要請する。

- (3) 県は香川県広域水道企業団の給水活動が円滑に実施されるよう次の措置を行う。
- ① 市町の被害状況、応急給水実施状況等を把握し、香川県広域水道企業団に飲料水の確保に係る衛生面や安全給水に関する情報提供や指導を行う。
  - ② 広域かつ大規模な断水により、香川県広域水道企業団から給水活動の応援要請があった場合には、必要に応じて他の県や自衛隊に応援給水を要請する。
- (4) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

## 第15節 生活必需品等供給計画

### 第1 実施体制

災害時において、被災者等の日常生活を維持するため、被服、寝具、日用品等生活必需品の供給を行うものとする。

### 第2 生活必需品の確保

#### 1 調達

町は、必要に応じて、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した民間業者等から生活必需品等を調達するとともに、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県等に対して調達またはあっせんを要請する。

#### 2 集積

生活必需品等について、輸送拠点となる集積場所をあらかじめ定めておくものとする。

#### 3 備蓄

生活必需品の確保目標を考慮のうえ、あらかじめ生活必需品の備蓄に努める。

住民は、各家庭において可能な限り、生活必需品の備蓄に努めるものとする。

#### 4 輸送体制

輸送計画に基づき生活必需品の輸送を行う。

### 第3 生活必需品の配分

災害救助法を適用した場合の生活必需品の配分は、次により行う。

#### 1 供給対象者

地震災害によって住家に被害を受け、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又はき損し、物資の販売機構の混乱等により資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者

#### 2 供給（貸与）品目

被服、寝具その他生活必需品として認められる品目（原則として、次の8種類）

##### (1) 寝具

就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等

##### (2) 外衣

洋服、作業着、子供服等

(3) 肌着

シャツ、パンツ等の下着

(4) 身の回り品

タオル、靴下、サンダル、傘等

(5) 炊事道具

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等

(6) 食器

茶碗、皿、はし等

(7) 日用品

石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー、**生理用品**等

(8) 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

### 3 災害救助法適用時の生活必需品供給（貸与）期間

生活必需品の供給（貸与）を実施する期間は、災害救助法施行細則（昭和39年香川県規則第9号）に定める基準により、災害発生の日から10日以内とする。

### 4 配分方法

(1) 町長は、配分計画を作成し、それに基づき被災者に対し生活必需品の配分を行う。

(2) 町長は、物資の配分に当たっては、事前に地域住民に広報を行うとともに、自治会、防災ボランティア等の協力を得て公平に実施する。

(3) 町長は、配分にあたり災害救助法による物資とその他の義援物資を明確に区別する。

(4) 町は、生活必需品の供給の実施が困難な場合は、他市町又は県に対して応援を要請する。県は、要請があったときは、他市町に応援の指示をするなど必要な措置を行う。

(5) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

## 第16節 医療救護計画

### 第1 計画の基本的な考え方

- (1) 町は、応急救護所、救護病院を設置し、それぞれの施設の機能が十分発揮できるよう努める。
- (2) 医療救護計画は、現行の救急医療体制の活用を図ることとし、地元医師会、医療機関等の全面的な協力を得て策定する。
- (3) 医療救護計画の策定に当たっては、県医療救護計画を踏まえるとともに、地元医師会、医療機関及び地域の自主防災組織等との連携を図る。
- (4) 医療救護施設（広域救護病院を除く。）における医療救護活動は、各施設の指揮者の指示により行う。

### 第2 実施体制

#### 1 医療救護班の派遣

- (1) 町長は、医療救護が必要と認めたときは、避難者対策班に新たに医療救護班を編制し、坂出市医師会に医師の派遣等を要請するものとする。医療救護班は、応急救護所において医療救護活動を行う。また、坂出市医師会との災害時の医療救護活動に関する協定に基づく要請を行うものとする。

医療救護班は、原則として医師1名、看護師3名、補助者2名をもって編制することを原則とする。

- (2) 本町の医療機能のみで十分でないと認められるときは、県に災害派遣医療チーム（DMAT）や広域医療救護班の派遣を要請する。

#### 2 応急救護所の設置

医療救護班は、まずは宇多津町保健センターに応急救護所を設置し、各指定避難所における負傷者等の状況により、指定避難所に応急救護所を追加設置するか決定する。ただし、大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されている場合には、まずは宇多津北小学校に応急救護所を設置する。

指定避難所	所在地	電話番号
宇多津小学校	宇多津町815	(0877) 49-1820
宇多津北小学校	宇多津町浜八番丁115	(0877) 49-2000
宇多津中学校	宇多津町3302	(0877) 49-0818
保健センター	宇多津町1881	(0877) 49-8008
デュアル・スポーツセンター	宇多津町3390-1	(0877) 49-8007

### 3 救護病院の医療救護

町長は、坂出市医師会に以下の救護病院等がする医療救護の実施について要請する。  
なお、☆印の救護病院は、広域救護病院にも指定されている。

医療取扱機関名	所在地	電話番号
回生病院 ☆	坂出市室町3丁目5-28	(0877) 46-1011
坂出市立病院 ☆	坂出市寿町3丁目1-2	(0877) 46-5131
聖マルチン病院 ☆	坂出市谷町1丁目4-13	(0877) 46-5195
宇多津病院	宇多津町浜5番丁66-1	(0877) 56-7777

### 第3 応急救護所

応急救護所は、重症患者・中等症患者の応急処置、軽症者に対する処置を行う。

#### 1 設置及び組織

医療救護班は医療救護を行うため、適当な場所に応急救護所を設置する。

応急救護所の医療班は、原則として医師1名、看護師3名、補助者2名をもって1班の医療チームとして編成する。

町長は、医師、看護師及び補助者の配置について地元医師会等とあらかじめ協議して定める。

なお、必要に応じ、坂出市薬剤師会や綾歌郡歯科医師会に薬剤師や歯科医師の派遣を要請する。また、坂出市薬剤師会や綾歌郡歯科医師会との災害時の医療救護活動に関する協定に基づく要請を行うものとする。

#### 2 担当業務

- (1) トリアージ
- (2) 重症患者及び中等症患者に対する応急処置と軽症者の処置
- (3) 救護病院等への患者搬送の支援
- (4) 死亡の確認及び死体の検案
- (5) 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への措置状況等の報告
- (6) その他必要な事項

#### 3 運営

町は発災した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう常に物的施設の点検を行い、また、その設置等も迅速に行うものとする。

応急救護所における医療救護活動は、24時間体制とし、可能な限り予備の医療チームを編成するよう配慮する。

応急救護所の管理者は被災により、その機能に支障を生じたと認める場合には町災害対策本部に必要な措置を要請する。

#### 4 施設設備

既存の診療所を活用するほか耐震診断が実施され安全が確認されている学校校舎の一部または運動場等に設置するテント等とする。

応急救護所の設置は、おおむね次のとおりとする。

(1) テント

4 方幕付鉄骨テント          6 坪用 (19.8 m<sup>2</sup>)

(2) 救護用医療機器

創傷セット、熱傷セット、補充用セット、蘇生器

(3) ベッド等

折りたたみベッド、担架、発電機 (2kw 照明用)、病衣、雑備品

(4) 応急救護所における給食・給水等については、避難所にかかる措置とあわせて行う。

#### 第4 救護病院

救護病院は、重症患者の応急処置を行うほか中等症患者の受入と処置、軽症者に対する処置をあわせて行う。

##### 1 設置及び組織

(1) 町長は、一般病床を有する既存の病院で2次救急医療に担当する医療活動が期待できる病院のうちから救護病院として、当該病院の管理者とあらかじめ協議して指定する。

(2) 組織は、既存病院の組織をもってあてる。

(3) 町長は、救護病院の医療スタッフについて当該管理者とあらかじめ協議して掌握する。

##### 2 担当業務

(1) トリアージ

(2) 重症患者の応急処置

(3) 中等症患者の受入及び処置、軽症者の処置

(4) 広域救護病院等への患者搬送

(5) 助産活動

(6) 死体の検案

(7) 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への措置状況等の報告

(8) その他必要な事項

### 3 運営

- (1) 救護病院の管理者は、あらかじめ医療従事者の集合方法、役割、ローテーション、施設設備の利用方法等の医療救護活動に関する計画を作成する。
- (2) 救護病院の管理者は発災後直ちに院内状況を町対策本部に報告し、被災によりその機能に支障が生じたと認める場合には必要な措置を要請する。

### 4 施設設備

救護病院の施設設備は、救護病院となる病院が現に有するものを使用する。

なお、医薬材料、給食、給水等については、当該病院の管理者と町とで協議し、あらかじめ備蓄する等の計画的な措置を講ずる。

## 第5 医療救護施設に指定しない医療機関に対する対応

町長は、医療救護施設として指定しない医療機関についても状況に応じて、医療救護活動に参加できるようあらかじめ地元医師会、病院、診療所の管理者等と十分に連携を図る。

## 第6 搬送体制

町は、地域の実情及び被害（想定）にあわせて搬送区分、搬送方法等の搬送計画を作成する。

### 1 搬送区分

搬送区分として、次の場合を考慮する。

- (1) 被災場所から、町内の医療救護施設に搬送する場合
- (2) 被災場所から、他の市町内の医療救護施設に搬送する場合（他の都道府県内の医療救護施設への搬送も含む）
- (3) 町内の医療救護施設から、同一町内の他の医療救護施設へ搬送する場合
- (4) 町内の医療救護施設から、他の市町内の医療救護施設へ搬送する場合（他の都道府県内の医療救護施設への搬送も含む）

### 2 搬送方法

搬送方法は、被害（想定）に応じて、次の方法を考慮する。

- (1) 人力による方法
- (2) 車両による方法
- (3) フェリー等の船舶による方法（特に、県外へ大量搬送の場合）
- (4) ヘリコプター等航空機による方法

### 3 搬送の実施

町は、災害時の患者搬送を円滑に行うため、消防機関が実施する救急活動を含め、必要な車両、搬送要員、機材等の確保に努める。

また、町は、搬送に当たっては、必要に応じ自主防災組織の協力を求めるなど、緊急搬送が可能となるよう弾力的な対応を行う。

## 第7 医療、救護資機材の確保等

### 1 医薬品及び救護資機材の確保

- (1) 応急救護所における救護活動に必要な標準的医薬品及び医療資機材を備蓄する。
- (2) 応急救護所等から医薬品等の供給要請があった場合は、中讃保健福祉事務所に対し、県が備蓄している災害時用備蓄医薬品等を供給するよう要請する。それでも医薬品等の不足が生じたときは、県に調達またはあつせんを要請する。

## 第8 医療機関等の非常用通信手段の確保

町、県及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療システム等の稼動に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

## 第9 その他

- (1) 町は、死体の検案について、あらかじめ死体安置所を定めておく等、医療救護施設における医療救護活動に支障がないようにする。
- (2) 町は、災害時に医療救護施設が必要とする特定かつ必要最小限の医薬品について、あらかじめ医療機関等と協議し、当該医療機関等の在庫量のなかで少なくとも1日分の調節を図る等の方法により確保する。

また、当該方法により難しい場合には、地域の実情に応じて対応する。

## 第17節 公共施設等応急復旧計画

道路、河川、港湾等の公共土木施設や医療機関、社会福祉施設等の公共施設は、町民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものであるので、迅速に機能回復に必要な応急措置を行う。

### 第1 道路施設

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、関係機関・団体等の協力を求め、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努める。この場合、被害の拡大が予想され二次災害の可能性がある箇所、緊急輸送道路に指定される路線等を優先する。

### 第2 河川管理施設

河川管理者は、その管理する河川について、早急に被害状況を把握し、河川管理施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。

### 第3 港湾及び漁港施設

管理者は、宇多津港及び北浦漁港について、早急に被害状況を把握し、速やかに施設の応急復旧、障害物の除去等を行う。この場合、緊急輸送に必要な岸壁等については、海上輸送路の確保のため優先して応急復旧を行う。

### 第4 海岸保全施設

海岸管理者は、その管理する海岸について、早急に被害状況を把握し、海岸保全施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。

### 第5 砂防、急傾斜地崩壊防止施設

県は、砂防施設等について、早急に被害状況を把握し、危険性が高いと判断されるときは、関係機関や町民に周知するとともに、応急工事を行う。

### 第6 治山施設

町及び県は、治山施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて、応急復旧を行う。

## 第7 公園施設

公園管理者は、公園施設について、災害発生後、速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて応急復旧を行う。

## 第8 鉄道施設

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、速やかに応急復旧を行い、輸送業務の早期復旧を図るものとする。

## 第9 医療機関、社会福祉施設等公共施設

町は、その所管する施設に関する被害情報等を把握するとともに、施設管理者に対して、災害時における施設の機能確保及び利用者等の安全確保のため、必要な応急措置、応急復旧等について指導を行う。

## 第10 放送施設

放送事業者は、放送施設、設備等の被害状況を早急に把握し、必要に応じて応急復旧、仮設放送施設の設置等を行い放送の確保を図る。

また、町、県等から放送要請があったときは、状況に応じて臨時ニュースを挿入し、又は通常番組を中断し、特別番組へ切り替えるなどの対応を行う。

## 第11 海域関連施設

県は、洪水等により大量のごみや流木が海に流出したときは、情報を的確に把握し、迅速に回収・処理できるよう町、県、国の役割分担について連絡調整を行う。

## 第18節 危険物施設等災害応急対策計画

### 第1 事業者の応急対策

- (1) 地震発生時には速やかに関係施設の緊急点検を実施し、危険物等による事故が発生するおそれがあるときは、直ちに、町及び警察等に通報するとともに、事故の発生又は拡大防止のための応急措置を講じ、事故状況等を関係機関に連絡するものとする。
- (2) 大規模な事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに的確な応急措置及び応急点検等必要な対策を講じるものとする。
- (3) 事故に伴い火災が発生したときは、速やかに状況を把握し、消防機関と協力して自衛消防組織等により迅速に消火活動を行うものとする。

### 第2 町の応急対策

- (1) 地震により危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- (3) 負傷者が発生したときは、坂出市医師会等に対し、救護班の出動を要請して現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- (4) 事故発生地及びその周辺地域の町民等の避難誘導を行うとともに、必要に応じて、避難場所等において食料、飲料水等を提供する。
- (5) 危険物等関係施設に事故が発生したときは、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、事業者に対する応急処置命令、施設の緊急使用停止命令等の適切な応急対策を講じるものとする。
- (6) 地震災害の規模が大きく、町で対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて県に対し自衛隊の災害派遣要請を要求する。

## 第19節 防疫、保健衛生計画

### 第1 実施体制

#### 1 防疫対策

- (1) 県は、被災地の状況を把握し、感染症の発生リスクを考慮しながら感染症発生の予防のための啓発を行うとともに、感染症の発生状況の把握を行う。
- (2) 県は、感染症が発生したときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以降、「感染症法」という。）に基づき、積極的疫学調査や健康診断等を実施するとともに、速やかに発生状況や防疫対策等について、広報・啓発を行う。
- (3) 県は、感染症の発生を予防又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、町に対して、感染症法に基づき、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、そ族・昆虫等の駆除、物件に係る措置等必要な指示を行う。
- (4) 県は、感染症が発生したときは、必要に応じて、速やかに感染症指定医療機関への入院勧告等を実施するとともに、感染症法に基づく対応を実施する。
- (5) 県は、感染症予防上必要と認めるときは、町に対して、臨時の予防接種の実施を指示する。
- (6) 町は、災害時においても、定期予防接種の実施継続や臨時的な予防接種が的確に実施できるよう、対象者の把握、接種体制の確保、薬品・材料等の調達、実施方法の周知などに努める。
- (7) 町は、感染症予防のため、防疫活動を実施するものとする。また、特に指定避難所は感染症発生のリスクが高いことから、十分な対策に努める。
- (8) 町は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、感染症対策として、必要な措置を講じるよう努める。
- (9) 町は、防疫用医薬品及び資機材が不足したとき又は防疫業務が実施できないときは、他の市町又は県に応援を要請する。県は、要請があったときは、他の市町等と連携して、迅速に必要な措置を行う。また、防疫対策を実施する要員が不足するときは、他の都道府県に対して応援要請を行う。

#### 2 防疫業務の実施方法

防疫業務区分	実施方法
消毒方法、そ族昆虫駆除の実施及び指導	被災直後に被災地区を対象として行い、実施状況について詳細に中讃保健福祉事務所に報告する。
疫学調査	避難所等における感染症の発生予防、感染症のまん延防止のため、疫学調査を行う。

水質検査、細菌検査	必要に応じて随時行う。
臨時の隔離病舎の設置	必要と認めた場合は、関係機関と協議して設置する。

### 3 保健衛生対策

#### (1) 健康相談等

町は、中讃保健福祉事務所等と連携して、避難者等を巡回し、避難者（被災者）の健康状態を調査すると共に、特に高齢者などの要配慮者に配慮しながら、必要に応じて保健指導及び健康相談を行う。

また、中讃保健福祉事務所等、医療機関等と密接な連携を図りながら、被災者等の精神的ダメージに対する心理的ケアのため精神保健に関する相談、カウンセリング、診察・診療等を行う。

#### (2) 精神保健相談等

ア 町は、県及び医療機関等と密接な連携を図りながら、精神科医、精神科ソーシャルワーカー、臨床心理士、保健師等により、被災者等の精神的ダメージに対する心理的ケアのため、次の者に対して、精神保健に関する相談、カウンセリング、診察・治療（精神療法、各種表現療法、薬物療法等）等を行う。

(ア) 精神障がいあるいは精神疾患で治療を受けている者

(イ) 子ども、妊産婦、障がい者、難病者、外国人等の要配慮者でストレスにさらされやすい者

(ウ) 被災又は被災後の生活により精神症状を呈する者

(エ) ボランティア等、救護活動に従事している者

(オ) その他精神保健に関する相談等が必要とされる者

イ 県は、精神保健活動を実施する要員が不足するときは、県内の医療機関、国及び他の都道府県に対して、災害時の心のケアの専門職からなるチーム（災害派遣精神医療チーム（D P A T）を含む）の編成及び協力を求めるなど応援要請を行う。

ウ 県は、災害時の心のケアの専門職からなるチーム（災害派遣精神医療チーム（D P A T）を含む）の派遣を求めた場合、その受入れに係る調整、活動場所の確保等を図るものとする。

#### (3) 栄養相談等

ア 町は、県や栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、町保健センター等において栄養相談等に応じるとともに、巡回相談・指導の実施及び栄養相談に関する広報活動を行う。また、栄養相談・指導の内容は、次のとおりである。

(ア) 乳幼児、妊産婦、障がい者、難病者、高齢者等の要配慮者に対する栄養指導

(イ) 在宅治療を受けている糖尿病等の慢性疾患患者に対する栄養指導

(ウ) 感染症や便秘等を予防するための栄養指導

(エ) 被災生活の長期化に伴い生じる食生活上の問題に対するケア

(オ) その他必要な栄養相談・指導

イ 県は、栄養相談に応じる栄養士等が不足するときは、香川県栄養士会及び他の都道府県に対して、栄養士等の派遣要請を行う。

## 第2 食品衛生の確保

### 1 避難所等における食品衛生の確保

(1) 避難所等において、食中毒防止に関するリーフレット等を活用し、次の指導を行う。

ア 救援食品の衛生的取扱い

イ 食品の保存方法、消費期限等の遵守

ウ 配布された弁当等の適切な保管（通風のよい冷暗所等）と早期喫食（期限を過ぎた弁当等は速やかに破棄）

エ 手洗い、器具・容器等の消毒の励行

(2) 食中毒が発生したときは、町は、県が編成する調査班の活動に協力する。

## 第3 薬剤及び資機材の備蓄、調達

(1) 応急救護所等で使用する防疫用薬剤及び資機材については、調達確保する。

(2) 防疫用医薬品、資材等が不足したときは、卸売業者から調達するほか、県に調達を要請する。

## 第20節 廃棄物処理計画

### 第1 処理の基本方針

災害時において、大量に発生するがれき、生活ごみ、し尿等の災害廃棄物を「災害廃棄物対策指針」等を踏まえ、迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、住民生活の確保を図るものとする。

また、災害が発生したときは、被害の状況を的確に把握するとともに、迅速に応急対策を講じる必要があるが、災害発生後の時間の経過とともに廃棄物対策の重点は変化するため、概ね次の順序により実施するものとする。

- ① 道路上の廃棄物の除去
- ② 避難所における仮設トイレの設置やし尿の処理
- ③ 生活ごみ等の処理
- ④ がれきの処理

また、地域住民や自主防災組織等の協力を得て、廃棄物の分別整理を行うとともに、特定家庭用再商品化法の対象となる家電も含み極力リサイクルや適正処理を実施する。

### 第2 処理体制

- (1) 町は、一般廃棄物処理施設の被害状況、処理対象となる廃棄物の発生量等について、把握し、廃棄物の処理を適正に行う。
- (2) 町は、廃棄物処理について県から指導、助言を受けるとともに、被害が甚大な場合は、県に応援を要請する。

県は、町から要請があったときまたは被害状況から判断して必要と認めるときは、他の市町、他の都道府県、関係団体等に対して、応援を要請するとともに、その活動調整を行う。また、災害廃棄物の一時的な置き場として必要に応じて県有未利用地等を提供する。

- (3) 住民、自主防災組織等は、廃棄物を決められた場所に分別して搬出するなど、町の廃棄物処理活動に協力するものとする。

### 第3 ごみ及び災害廃棄物処理

- (1) ごみ及び災害廃棄物処理の連絡体制、実施体制、収集処理方法、臨時処理方法、臨時集積場（仮置場、仮集積場）等を定めた宇多津町災害廃棄物処理計画に基づき、住民及び自主防災組織、災害ボランティア等の協力を得て、応急処理に努める。
- (2) 県及び町は、災害廃棄物処理計画を補完し、発災後の緊迫した状況において担当職員が円滑に業務を遂行するため作成した行動マニュアルについて、訓練等を通じてより実効性の高いものとなるよう見直しを図る。

- (3) 速やかに仮集積場及び収集日時を定めて、自主防災組織及び住民に周知する。
- (4) 自主防災組織に対し、仮置場の設置、ごみの分別整理及び仮置場から本町が設置する仮集積場への運搬方法について指導する。
- (5) 自主防災組織等によって集められた仮集積場のごみを管理し、できるだけ速やかに、あらかじめ選定した処理場に運搬、処理する。
- (6) 緊急な応急措置の実施のため、除去が必要と認められる災害廃棄物は、町が直接仮集積場及び処分場に運搬する。
- (7) 消毒用あるいは防臭用の薬剤及びごみ袋を住民に配布するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し、優先的に処理し、また処理するよう指導、周知する。
- (8) 収集したごみは、適切な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限りリサイクルに努める。
- (9) フロン回収の観点から、エアコン、冷蔵庫の回収・保管・処理に際しては、冷媒の漏洩に留意する。
- (10) 自主防災組織は、町が地域ごとに選定したごみの仮置場を住民に周知する。また、仮置場のごみの分別整理、流出の防止等の管理の協力並びに定められた日時に、仮置場より仮集積場への運搬に協力する。
- (11) 住民は、自分で処理できるごみは、努めて処理し、自分で処理できないごみは、指定された仮置場へ搬出し、指定された仮置場以外へは、搬出しない。

#### 第4 し尿処理

- (1) 下水道施設及びし尿処理施設の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用中止について住民に周知する。
- (2) 住民生活に支障がないよう速やかに仮設トイレを設置し、併せて、消毒剤、散布機器等を確保し、仮設トイレの衛生状態を確保する。このため、あらかじめ仮設トイレや消毒剤等の備蓄に努めるとともに、その調達方法を確保しておくものとする。また併せて、下水道を利用した簡易トイレの確保にも努めるものとする。
- (3) し尿については、計画収集が可能になるまでの間、住民に対して、仮設トイレの使用、もしくは必要に応じて、素堀での処理をするよう指導し、計画的な仮設トイレの設置及び必要に応じたし尿凝固剤の配布を行う。
- (4) 仮設トイレ、素堀の維持管理及び消毒は自主防災組織を中心に行う。
- (5) 住民は、町からの指示に従って、水洗トイレの使用を中止し、仮設トイレの使用、必要に応じて、素堀での処理を行う。
- (6) し尿の収集は、仮設トイレ、指定緊急避難場所等緊急を要する地域から速やかに行う。
- (7) 収集したし尿は、し尿処理施設または終末処理場のある下水道に搬入し、処理する。

## 第5 廃棄物処理施設の復旧

＜町及び坂出、宇多津広域行政事務組合＞

- (1) 一般廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を実施し、速やかに復旧計画を定め、処理機能の支障及び二次災害の恐れがあるものについては、応急復旧を行う。
- (2) 応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、工事業者に協力を要請する。
- (3) 一般廃棄物処理施設の損壊等により、処理を中止する場合、または処理の中止の必要が生じたときは、他の処理施設への処理依頼など応急的な処理に努めるとともに、住民、県及び関係団体に情報の提供を行う。

## 第21節 遺体の搜索、処理、火葬・埋葬計画

### 第1 遺体の搜索

町は、地震災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推測される者の搜索を行う。遺体の搜索にあたっては、警察、消防本部及び消防団等の協力を得て、搜索に必要な資機材等を借上げ、速やかに行う。

応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行うものとする。

- (1) 遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所
- (2) 遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、持物等
- (3) 応援を求めたい人数又は船艇機等
- (4) その他必要な事項

### 第2 遺体の処理、収容

- (1) 町は、遺体について、救護班又は医師により死因その他の医学的検査を行う。
- (2) 警察署は、収容した遺体について医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、県、町及び指定公共機関等と密接に連携するものとする。
- (3) 町は、検視又は医学的検査を終了した遺体について、遺体の識別のため洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- (4) 町が遺体を収容した場合、遺体の氏名等の識別を行った後、親族等に引き渡す。
- (5) 町は、遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死者が多数のため短期間に埋葬又は火葬ができない場合等においては、適当な場所（寺院、公共施設等）に遺体の収容所を開設し、遺体を一時保存する。

### 第3 遺体の火葬・埋葬

- (1) 町は、地震災害による社会混乱等のため遺族が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者に遺族がない場合に、遺体の埋葬又は火葬を行う。
- (2) 町は、棺、骨つぼ等埋葬又は火葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供を行う。原則として、遺体は火葬に付し、遺骨を遺族に引渡す。
- (3) 町は、自ら埋火葬の実施が困難な場合は県に応援を要請する。県は、火葬場のあっせん等について町から要請があったとき、又は被災状況から判断して広域的な対応が必要と認めるときは、他の市町、他の都道府県等に対して、必要な応援を要請する。
- (4) 町は、遺体の輸送に必要な車両、ヘリコプターの数等を示して県に応援を要請する。

## 第22節 文教対策計画

### 第1 児童生徒等の安全確保

- (1) 町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、情報収集に努め、所管する学校等に対して必要と思われる情報を伝達し、適切な指導及び支援を行う。
- (2) 校長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

#### ア 在校時の場合

地震の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努めるものとする。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者等と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じるとともに、状況に応じて、所管する教育委員会等に報告する。

#### イ 在校時外の場合

登下校時、夜間、休日等に地震が発生したときは、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努めるとともに、状況に応じて、町教育委員会等と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置を講じる。

### 第2 学校施設等の応急措置

- (1) 校長等は、避難所の開設等災害対策に協力するとともに、学校等の管理に必要な体制を確立する。
- (2) 校長等は、管理する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告する。
- (3) 報告を受けた教育委員会等は、速やかに被害状況を調査し、関係機関への報告等所要の措置を講じ、必要な場合は、施設の応急復旧を行う。
- (4) 校長等は、可能な範囲で、教職員を動員して、施設・設備の応急復旧を行うものとする。

### 第3 応急教育の実施

町は、応急教育に関する対応を促進するため、所管する学校に対して、適切な指導及び支援を行う。

校長等は、児童生徒等、教職員の被災状況、学校施設・設備の被害及び復旧状況、交通・通信機関の復旧状況等を考慮して、教育委員会等関係機関と緊密な連携を図り、次により教育活動を再開する。

- (1) 必要な教職員を確保するとともに、応急教育計画を策定し、児童生徒等及び保護者に対して、必要な連絡を行う。

- (2) 教育活動の再開に当たっては、児童生徒等の登下校の安全確保に万全を期すよう留意し、指導に当たっては、災害後の健康安全教育及び生活指導に最重点を置くようにする。
- (3) 被災したことにより心理的なストレスを受けた児童生徒等に対して、心のケアを行うよう努める。
- (4) 施設の被害が大きく、児童生徒等を収容しきれないときは、短縮授業、二部授業又は地域の公共施設等を利用した分散授業を行う。場合によっては、家庭学習や他校との合併授業を行う。
- (5) 避難所に提供したため学校が使えないときは、付近の公共施設や仮校舎等を確保し、速やかに授業の再開に努める。
- (6) 他地域へ避難した児童生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとの状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、応急教育を行う。
- (7) 災害復旧状況の推移を十分把握し、できるだけ早く平常授業に戻すよう努める。

## 第4 就学援助等

### 1 授業料の減免等

町は、被災した児童生徒等に対して、授業料の減免猶予、育英資金の貸与等適切な措置を講じる。

### 2 学用品の給与

災害救助法が適用された場合、知事からの救助の事務の内容及び期間について通知を受けた町は、災害救助法の基準に基づき、学用品の給与を行うものとする。

町は、災害による住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により、学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を調達し、配給する。

#### ア 教科書

毎年度使用教科書に基づき教科書発行会社に対して緊急に調達手配する。

#### イ 災害救助法の適用があった場合の学用品の配給

(ア) 被害の実情に応じ、教科書、文房具、通学用品を現物配給する。

(イ) 学用品の配給のため、支出できる費用は次の額の範囲内とする。

ウ 学用品の配給を実施できる期間は、災害発生の日から、教科書については1ヶ月以内、その他の学用品については15日以内とする。

### 3 学校給食の実施

町は、指定製パン業者、指定牛乳供給事業者等の協力を得て、パン、米飯、牛乳等による

応急給食を行うとともに、学校給食の正常化のため、学校給食センターの調理員を動員し、速やかに必要な施設、設備等の応急復旧を行う。

ア 被害甚大な場合は、近郊の学校又は公共施設を利用して設営に努め、早急に学校給食が実施できるよう努めるものとする。

イ 一部被災の場合は、残存施設を利用して、学校給食を引き続き実施するよう努める。

ウ 一般被災者についても、可能な限り給食施設を利用して、炊き出し等を行う。この際、学校給食との調整に留意するものとする。

エ 物資確保については、県及び共同調理場運営委員会と緊密な連携をとり、学校給食の継続に努めるものとする。

## 第5 学校以外の教育機関等の応急措置

- (1) 学校以外の教育機関等の長は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、来所者等の安全の確保を図るため、災害の状況を的確に判断し、速やかに避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。
- (2) 学校以外の教育機関等の長は、管理する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告する。また、被害の状況に応じて、施設の臨時休館等適切な措置を講じる。
- (3) 学校以外の教育機関等の長は、可能な範囲で職員を動員して、速やかに施設・設備の応急復旧を行うものとする。

## 第6 文化財の保護

### 1 災害時の措置

国、県、町指定文化財（以下「文化財」という。）の所有者または管理者は、災害により文化財の被害が発生した場合、速やかに町教育委員会を通じて県教育委員会に連絡する。

### 2 被害状況の調査

町教育委員会が、被害の状況調査を行うが、被害の程度によっては、県教育委員会が、専門の職員等を現地に派遣し、被害の状況調査を行う。

### 3 復旧対策

県教育委員会から町教育委員会を通じて所有者等による復旧計画の指導・助言を行う。

## 第7 埋蔵文化財対策

教育委員会学校教育課は、速やかに埋蔵文化財包蔵地及びその周辺に存在する施設等の被害

状況から復旧に伴う調査事業量を推定し、県教育委員会に報告する。

**第8 整備保存すべき帳簿は、次のとおりとする。**

- (1) 学用品購入（配分）計画表（様式第30号）
- (2) 学用品の給与状況（様式第31号）

学用品購入（配分）計画表

宇多津町

小中学 区分 単 品名 価	小学生						中学生						合計		備考
	全壊流失分			半壊 床上浸水分			全壊流失分			半壊 床上浸水分					
	児童数	数量	金額	児童数	数量	金額	生徒数	数量	金額	生徒数	数量	金額	数量	金額	
円			円			円			円			円		円	
計															

- (注) 1 本表は、学用品のうち、文房具及び通学用品のみとし、教科書（教材を含む）については、別途適宜作成するものであること。
- 2 都道府県調達分があるときは、その旨を品目ごとの「備考」欄に明らかにしておくこと。

学用品の給与状況

宇多津町

学校名	学年	児童 (生徒) 氏名	親権者 氏名	給与 月日	給与品の内訳						実支 出額	備考
					教科書			その他学用品				
					国語	算数		鉛筆	ノート			
				月日							円	
計	小学校		人								円	
	中学校		人								円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし。

年 月 日

給与責任者（学校長）

氏 名

印

- (注) 1 「給与月日」欄には、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。  
 2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

## 第23節 住宅の応急確保対策

### 第1 実施体制

#### 1 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

町長は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を知事から委任された場合は、これらを実施する。

#### 2 被災住宅の調査

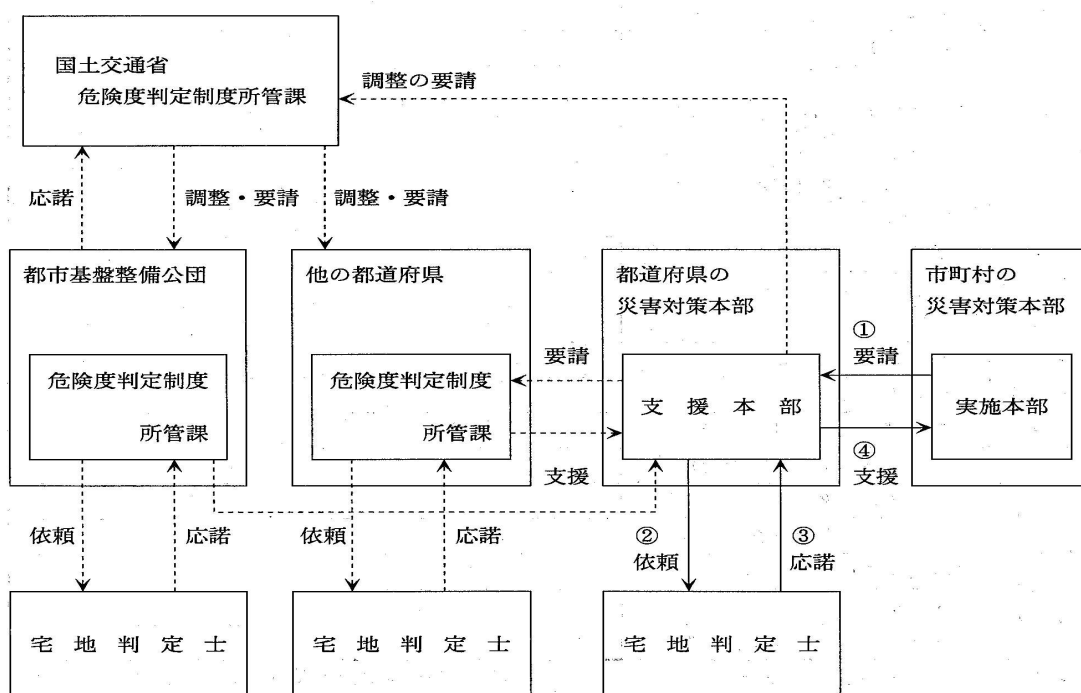
(1) 町長は、地震により家屋に被害が生じた場合、次の項目について応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な調査を早急に実施し、知事に報告する。

- ア 被害状況
- イ 被災地における住民の動向及び住宅に関する要望事項
- ウ 住宅に関する緊急措置の状況及び予定
- エ 応急仮設住宅建設に係る現地活動上の支障事項等
- オ その他住宅の応急対策上の必要な事項

(2) 町長が、調査を実施できない場合は、次のとおり知事に応援を要請する。

#### ア 被災宅地危険度判定士

被災宅地危険度判定制度による危険度判定実施時の市町村、都道府県等、国土交通省の関係は概ね下図のとおりとする。



## 第2 応急仮設住宅の建設

### 1 応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合、県は住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住家を確保することができない者に対して、次により応急仮設住宅を建設する。ただし、知事の通知を受けた場合は町が実施する。

#### (1) 建設用地の選定

建設用地は、できるだけ集团的に建設可能な場所とし、県と協議して、公共用地から優先して選定する。選定にあたっては、県有未利用地等も活用する。

なお、町は、あらかじめ具体的な建設候補地の検討を行うものとする。

#### (2) 建設方法

応急仮設住宅の建設は、(一社)香川県建設業協会等の建設事業者団体の協力を得て行う。

#### (3) 建設戸数

建設戸数は、町の全壊、全焼及び流失世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、市町相互間において設置戸数の融通を行う。

#### (4) 構造及び規模

応急仮設住宅は、軽量鉄骨組立方式等による5連戸以下の連続建て又は共同建てとし、1戸当たりの面積は29.7㎡(9坪)とする。

#### (5) 応急仮設住宅の管理

町は、入居者の選定、仮設住宅の修繕等応急仮設住宅の管理を行う。なお、入居者の選定等にあたっては、高齢者、障がい者等、要配慮者に十分配慮する。

また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

## 2 住宅の応急修理

県は、災害救助法が適用され、住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、①住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理や、②日常生活に必要な最小限度の部分の修理を行う。

ただし、状況に応じ、これを市町において実施するよう通知する。

### (1) 応急修理の内容

①雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して、緊急の修理を行う。

②日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では住家の修理ができない者に対して、必要最小限の部分の修理を行う。

## (2) 対象の選定

町は、県が実施する応急修理対象住宅の選定に協力する。ただし、県からの通知のある場合は、町が実施する。

## (3) 修理方法

応急修理は、(一社)香川県建設業協会等の建設事業者団体の協力を得て行う。ただし、県からの通知のある場合は、町が実施する。

## (4) 修理範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限る。

## (5) 修理戸数

修理戸数は、町の半壊及び半焼世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、市町相互間において修理戸数の融通を行う。

## 3 障害物の除去

(1) 県は、災害救助法が適用された場合、住宅に土石、竹木等の障害物が運びこまれ、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では除去することができない者に対して、障害物の除去を行う。

(2) 状況に応じ、これを町において実施するよう通知する。県は、町から障害物の除去について応援要請があったときは、他の市町、建設事業者団体、自衛隊などの協力を得て、応援を行う。

## 4 公営住宅の特例使用

町及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空室を提供することができる。(行政財産の目的外使用許可手続きによる。)

## 5 応急仮設住宅以外の収容施設

町は、応急住宅及び応急修理ができるまでの間、収容できる公民館、体育館、校舎等を災害の規模及び場所に応じて使用できるよう計画を策定するものとする。

## 6 民間賃貸住宅の借上げ

県は、市町及び不動産関係団体の協力を得て、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借上げて被災者に提供する。特に、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、積極的な活用を図るものとする。

## 7 宅地建物取引業者による民間賃貸住宅の媒介

町は、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に、県の協力依頼により、(公社)香川県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会香川本部から県へ報告され、県から町へ情報提供のあった会員業者の情報を提供し、被災者から相談のあった会員業者は、民間賃貸住宅を無報酬で媒介する。

## 8 野外収容施設

応急住宅及び応急修理ができるまでの間、収容できるコミュニティ分館、体育館、校舎等を災害の規模及び場所に応じて使用できるよう計画を策定するものとする。

## 9 労務の調達

技術及び労働力の調達計画を策定するものとする。

## 10 住宅復旧計画

### (1) 自力復旧

自力で復旧する者に対しては、必要資材の斡旋に努めるとともに、資金の不足する者に対しては、住宅金融支援機構の災害特別貸付を使用するよう被災者を指導する。

### (2) 公営住宅

被災の状況により、公営住宅法第8条の第2種公営住宅を建設する。

### (3) 被災者生活再建支援法による支援金の活用

町は、被災世帯に対し、自立した生活を開始するために必要な経費について、被災者生活再建支援法による支援金の活用を助言する。

## 11 整備保存すべき帳簿は、次のとおりとする。

(1) 応急仮設住宅(入居)申込者名簿(様式第23号)

(2) 応急仮設住宅台帳(様式第24号)

(3) 住宅応急修理記録簿(様式第25号)

(4) 応急仮設用敷地貸借契約書

(5) 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等

(6) 応急仮設住宅建築のための工事代金支払等証拠書類

(注) 直営工場の場合は、この他工事材料受払簿、大工、人夫等の出納簿、輸送簿を整理しておくものとする。

様式第 23 号

応急仮設住宅（入居）申込者名簿										
被災者 名簿 番号	氏名	年齢	職業	現住所	家族 数	世帯 月収	入居希望 住宅 所在地名	敷地 区分	調査者	町長決定

様式第 24 号

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

宇多津町

応急仮 設住宅 番号	世帯主 氏名	家族 数	所在地	構造 区分	面積	敷地 区分	着工 月日	竣工 月日	入居 月日	実支 出額	備 考
							月日	月日	月日	円	
計	世帯	/	/	/	/	/	/	/	/	/	

- (注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し、添付すること。
- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設した所の住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パルプ式組立住宅の別を記入すること。
- 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
- 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

住宅応急修理記録簿

宇多津町

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
計 世帯				

## 第24節 社会秩序維持計画

災害時において、社会的な混乱や心理的な動揺等により不測の事態の発生が予想されるので、被災地域を中心として犯罪等の予防、警戒を行う。

### 第1 町民への呼びかけ

町は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に町民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

### 第2 防犯

災害時には、警察署の定める計画により、警察署に災害警備本部を設置する。

警察署は、独自に、又は自主防犯組織等と連携し、被災地及び避難所等において、パトロールを強化し、犯罪の予防、不法行為の取締り等を行うとともに、生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

## 第25節 ライフライン等応急復旧計画

電気、ガス、通信サービス、上下水道等は、日常生活及び産業活動に欠くことのできないものであるため、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けたときでも、これらの供給を円滑に実施するため、迅速に必要な応急措置を行う。

### 第1 電気施設

- (1) 電気事業者は、地震が発生したとき、早急に被害状況を把握し、復旧の難易度等を勘案して、病院、公共機関、避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- (2) 電気事業者は、感電事故、漏電による火災等、二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用について、次の内容の広報を行うとともに、報道機関等の協力を得て、電気施設等の被害状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等を周知する。
  - ア 垂れ下がった電線には、絶対にさわらない。
  - イ 避難するときは、ブレーカー又は開閉器を必ず切る。
  - ウ 屋内配線、電気器具等を再使用するときは、必ず絶縁状態等の安全確認を行う。
- (3) 災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、強風、浸水等により危険と認められるとき又は二次災害の危険が予想される時、又は警察、消防機関等から要請があったときは、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

### 第2 都市ガス施設

- (1) ガス事業者は、地震が発生したとき、早急に被害状況を把握し、被害が拡大しないよう応急措置を行うとともに、病院、公共機関、報道機関、避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- (2) ガス事業者は、ガス漏えいによる火災、爆発等、二次災害の発生するおそれがあるときは、関係機関の協力を得て、町民の避難等の措置を講じる。
- (3) ガス事業者は、報道機関等の協力を得て、ガス施設の被害状況、復旧状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安やガス使用上の注意事項等について、町民及び関係機関等へ周知する。

### 第3 電気通信施設

- (1) 電気通信事業者は、地震が発生したとき、早急に被害状況を把握し、病院、公共機関、報道機関、避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。

また、応急復旧は、復旧工事に要する要員、資機材、輸送手段等を最優先で確保して行う

とともに、必要に応じて、災害対策用機器等を使用して仮復旧を行う。

(2) 電気通信事業者は、災害時において、通信のふくそうの緩和及び重要通信の確保を図るため、必要に応じて次の措置を講じる。

ア 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置を講じる。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、臨時に利用制限の措置を講じる。

ウ 非常緊急通話又は非常緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う。

エ 災害救助法が適用されたとき等には、避難所に臨時公衆電話の設置に努める。

(3) 電気通信事業者は、報道機関等の協力を得て、通信の途絶又は利用制限の状況、電気通信施設等の復旧状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等について、広範囲に渡って広報活動を行う。

## 第4 水道施設

(1) 水道施設の被害状況の把握

香川県広域水道企業団は、地震が発生したとき、その管理する施設について早急に調査を行い、水道施設（貯水、送水、配水施設等）ごとに被害状況を把握し、二次災害の発生の防止及び被害の拡大防止のため、速やかに次の応急措置を行うとともに関係機関等に状況を報告する。

ア 送、配水管路の漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。

イ 倒壊家屋、焼失家屋や所有者が不明な給水装置の漏水については、仕水栓により閉栓する。

(2) 水道施設の応急復旧

香川県広域水道企業団は、水道施設に被害が生じたときは、次の応急復旧を行う。

ア 管路の被害による断水区域を最小限に抑えるため、配水調整を行う。

イ 管路の被害については、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、送水施設等の運用状況等を考慮して、配水のために最も有効な管路から順次復旧する。

また、資機材の調達、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、仮配管、路上配管等の仮復旧を行う。

ウ 被害が甚大で広範囲に及ぶ場合などにおいては、他事業者との広域的な応援体制や民間団体からの協力体制を活用し、早期の復旧に努める。

エ 町は、香川県広域水道企業団の復旧活動に必要なに応じて協力する。

オ 香川県広域水道企業団は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明

示するものとする。

## 第5 下水道施設

町は、地震が発生したとき、その管理する施設について早急に被害状況を把握し、適切な応急復旧を行う。

- (1) 応急復旧は、施設の重要性、二次災害の可能性等を考慮し、緊急度の高いものを優先する。
- (2) 管きょ施設が被災したときは、速やかに町民、関係機関等へ周知し、また、防護柵等を設置して、道路交通への危険を回避するとともに、管きょの閉塞、漏水等に対して、下水道機能の維持に必要な応急復旧を行う。
- (3) ポンプ場等が被災したときは、速やかに応急復旧を行い、また、自家発電設備等を運転して、機能の維持及び復旧に努める。また、施設からの漏水や薬品、消火ガス等の漏えいは、二次災害につながるおそれがあるため、優先的に点検して、安全を確認する。これらの施設が被災したときは、速やかに町民、関係機関等へ周知するとともに、適切な措置を講じる。
- (4) 町及び県は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

## 第26節 農水産関係応急対策計画

地震災害による農林水産関係被害を最小限に抑えるため、農業用施設、農作物、家畜等に対して、的確な応急対策を行う。

### 第1 農業用施設等に対する応急措置

- (1) 町及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地に湛水したときは、ポンプ排水等による湛水排除を行い、できる限り被害が拡大しないよう努める。
- (2) 町及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれがあるときは、土のう積み等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災して機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により湛水の排除に努める。
- (3) 県、町及び土地改良区は、ダム、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがあるときは、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水施設を開放し、下流への影響を考慮のうえ、水位を低下させるなどの応急措置を講じるとともに、関係機関における情報共有に努める。
- (4) 町及び土地改良区は、取水樋門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努めるとともに、頭首工の保全についても必要な措置を講じる。
- (5) ため池等の管理者は、必要に応じてため池からの放水、用排水路の断水又は減水、代替機による排水等必要な応急措置を講じる。また、町に対し必要に応じ町民に避難の指示をするよう要請する。さらに、被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、町との協議を行い、応急復旧工法を検討するとともに、必要な応急復旧を実施する。

### 第2 農作物に対する応急措置

- (1) 町及び農業協同組合等農業団体は、被害の実態に応じて県が行う技術指導に協力する。
- (2) 町は、再播種用種子の確保について、県に要請し、県は、県種子協会に対し、転用種子などの確保について指導をする。
- (3) 町及び農業団体等は、病害虫の異常発生又はまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、中讃農業改良普及センター、関係農業協同組合等と密接に連携して防除指導を行う。
- (4) 果樹対策
  - ア 倒伏樹は起こし、根際を充分固め、支柱を立て枝葉の剪定を行う。
  - イ 折損枝は切断し、接ぎろう等で損傷部位の保護を行う。
  - ウ 殺菌剤の散布を行い、病害虫の発生、蔓延を防ぐ。
  - エ 災害の実情に適応する肥培管理を行い、樹勢の回復を図る。
  - オ 排水溝の整備を行い、次の災害に備える。

カ 海岸で潮風害を受けたものは速やかに樹冠かん水を行い塩分を洗浄する。

(5) 野菜対策

ア 軽い中耕を行い地面の膨軟化を図る。

イ ビニール、ガラス等の破損したものについては、早急に修理を行い、植物体の保護に努める。

ウ 半倒壊したハウスについては応急修理、補強を行い、その1作について充分収穫をあげるように措置する。

エ 排水と保温に努め、植物の生育助長を図る。

### 第3 水産物に対する応急措置

(1) 町は、水産物の災害応急対策の実施について、県と緊密な連絡のもと、災害情報を次の関係機関に一刻も早く連絡協議しつつ応急措置を行う。

ア 宇多津漁業協同組合

イ 海上保安署

ウ 坂出警察署

(2) 町は、宇多津漁業協同組合等の協力を得て、水産物及び水産施設の被害状況を把握するとともに、二次災害を防止するため必要な指示又は指導を行う。

(3) 町及び宇多津漁業協同組合等は、県が被害の状況に応じ水産物生産者、団体等の応急対策について指導助言を行う際に協力する。

(4) 町は、災害対策用物資が不足した場合、他の市町等に対し調達を要請するものとする。

## 第27節 ボランティア受入計画

災害時において、ボランティアが救援活動等で大きな役割を果たすことから、その活動が円滑かつ効率的に行えるよう、ボランティアの受付、調整等必要な支援活動を行う。

### 第1 受入体制の整備

- (1) 町は、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、香川県災害ボランティア支援センターの設置及び町災害ボランティアセンター（町社会福祉協議会が設置運営）の活動等について協力するとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するように努め、またボランティアの活動環境について配慮するものとする。
- (2) 町は、ボランティア活動又はその支援活動の拠点となる町災害ボランティアセンターへの施設、設備等の提供のほか、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努めるとともに、活動に必要な資材の調達等の支援活動を行う。
- (3) 県又は県から事務の委任を受けた町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担を活用して、必要に応じて支援を受けることができる。

### 第2 ボランティアの受入方法

- (1) 町災害ボランティアセンターは、ボランティアの受け入れ態勢が整い次第、町災害ボランティアセンターの設置の周知及びボランティア募集を呼びかけるとともに、香川県災害ボランティア支援センターに情報提供を行う。
- (2) 香川県災害ボランティア支援センターは、町災害ボランティアセンターからの情報提供を受け、報道機関、ホームページなどを通じて、災害ボランティア活動の広報を行うとともに、関係団体に協力を呼びかける。
- (3) 町災害ボランティアセンターは、被災地のニーズの把握に努め、ボランティア活動に参加を希望する個人又は団体を受け付け、被災地に派遣するなど、被災地の支援活動を行う。

### 第3 ボランティアの活動分野

- (1) 香川県災害ボランティア支援センターの主な役割  
ア 災害ボランティア情報の収集、発信

- イ ボランティアと県等との連絡、調整
  - ウ 活動資材の調整
  - エ 町災害ボランティアセンターへの支援
  - オ その他円滑な災害ボランティア活動のための支援業務等
- (2) 町災害ボランティアセンターの主な役割
- ア 被災地のボランティアニーズの把握
  - イ 被災地へのボランティアの派遣
  - ウ ボランティア情報の収集、発信
  - エ ボランティアと町等との連絡、調整
  - オ ボランティアへの対応
  - カ その他円滑なボランティア活動のための支援業務等

#### 第4 その他ボランティアへの対応

- (1) 砂防、危険度判定、外国語通訳など専門知識、技術を有する専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が中心となって、受入、派遣等に係る調整を行う。
- (2) 香川県災害ボランティア支援センター及び町災害ボランティアセンターを窓口として全国規模の災害ボランティアネットワークと連携し、その機能の積極的な活用を図り、被災地の情報発信や各種の協力要請などを行う。

## 第28節 要配慮者応急対策計画

災害時において、高齢者、障がい者、外国人、難病患者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の安全確保を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者の事情から生じる多様なニーズに十分配慮した応急活動を行うものとする。

### 第1 高齢者、障がい者、難病者等対策

- (1) 町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、直ちに避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用するなどして、避難行動要支援者の安否確認、被災状況等の把握に努める。
- (2) 町は、難病者への対応のため、県との連携を図る。
- (3) 町は、援護の必要な者を発見したときは、避難所への移送、施設への緊急入所などの措置を、また、居宅での生活が可能な者については、居宅サービスニーズの把握等を行う。
- (4) 町及び県は、関係団体等の協力を得ながら、居宅や避難所、仮設住宅等で生活している援護が必要な高齢者、障がい者、難病者等へのホームヘルプサービス、デイサービスなどの居宅サービスを早急に開始できるよう努める。また、車いす、障がい者用携帯便器など必要な機器や物資の提供に努める。
- (5) 町は、被災により、居宅、避難所等では生活できない要配慮者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。
- (6) 町及び県は、災害に関する情報、生活関連情報等が高齢者、障がい者等に的確に伝わるよう、掲示板、ファクシミリ等の活用、報道機関等の協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ等の利用など、情報伝達手段を確保する。また、手話奉仕員、点訳奉仕員、要約筆記奉仕員等の確保に努める。
- (7) 町は、福祉避難所の指定にあたっては、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、社会福祉施設や収容する避難者にふさわしい施設を選定し、福祉避難所として必要な設備及びケアにあたる人材の確保について配慮する。また、適当な施設を指定することが困難な場合は、既に避難所に指定している施設において、要配慮者に対して特別な配慮をする場所や部屋の区分けする等により、避難所を福祉避難所として指定する。

### 第2 児童対策

- (1) 町は、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見したときの保護及び県西部子ども相談センター等への通報についての協力を呼びかける。

- (2) 町及び県は、被災により保護を必要とする児童を発見したときは、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童福祉施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。
- (3) 町は、被災した児童の心的外傷後ストレス障がいに対応するため、県の強力を得て、西部子ども相談センター等においてメンタルヘルスケアを行う。
- (4) 町及び県は、関係団体等の協力を得ながら、被災により保護者が災害復旧等を行うため一時的に保育が必要な児童等を保育所等において保育できるよう、緊急一時保育の実施体制の整備に努める。

### 第3 外国人対策

- (1) 町は、必要と認めるときは、通訳ボランティア等の協力を得て、外国人の安否確認、避難誘導等を行う。
- (2) 町及び県は、報道機関等の協力を得て、被災した外国人に対して、災害に関する情報、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。情報等の提供に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在住外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることに配慮する。
- (3) 町は、避難所等に相談窓口等を開設し、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを把握するものとする。
- (4) 県と公益財団法人香川県国際交流協会が、香川県災害時多言語支援センターを設置した場合には、町は、県を通じて、外国人の避難状況に関する情報提供や必要な支援に関する要請を行い、同センターは、多言語及びやさしい日本語による災害関連情報の提供、翻訳・通訳の支援及び関係機関との連絡調整、外国人住民からの相談・問い合わせへの対応を行う。

### 第4 社会福祉施設等の対応

- (1) 社会福祉施設等は、公共的機関として、使用者の安全確保を図ることはもとより、避難施設としての機能を求められるので、県、町等の協力を得て、早急に施設機能の回復を図るとともに、関連施設、ボランティア等との連携のもとに、可能な限り余裕スペース等を利用して、高齢者、障がい者等の緊急一時受入れを行う。
- (2) 町及び県は、ライフラインの優先的復旧、水、食料等生活必需品の補給、マンパワーの確保など、社会福祉施設等の機能維持に努める。

### 第5 社会福祉施設等の対応

- (1) 町は、大規模災害が発生した場合、必要に応じて県にDWA Tの派遣を要請する。
- (2) DWA Tは、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の指定避難所等における福

社の向上及び災害二次被害の防止を目的として、次の業務を行うものである。

- ・ 指定避難所等の福祉ニーズ把握
- ・ 要配慮者のスクリーニング
- ・ 要配慮者からの相談対応
- ・ 介護を要する者への応急的な支援
- ・ 避難環境の整備

## 第6 配慮すべき事項

町及び県は、要配慮者対策を行うにあたって、次の事項について特に配慮するものとする。

- (1) 多様なメディアによる手話通訳、外国語通訳等を活用した要配慮者に向けたきめ細やかな情報提供
- (2) 自治会、自主防災組織、民生委員等地域住民の協力による避難誘導
- (3) 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じた対応
- (4) おむつや、車椅子・杖・補聴器等の補装具等生活必需品や粉ミルク、やわらかい食品等食事についての配慮
- (5) 文字による情報の提供
- (6) 巡回健康相談、栄養相談等の重点実施や継続的なこころのケア対策の実施
- (7) 医療福祉等総合相談窓口の設置

## 第29節 災害救助法の適用計画

災害救助法が適用される災害が発生した場合、法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、応急的な救助を行う。

### 第1 適用基準

#### (1) 適用基準

災害救助法による救助は、市町単位の被害が以下の基準に該当する場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態であるときに実施される。

ア 住家が滅失した世帯（全焼、全壊、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯にあつては滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあつては滅失世帯の3分の1世帯とみなして換算する。以下同じ。）の数が、当該市町の区域内の人口に応じ、次の世帯以上であること。

市町の人口住家滅失世帯数備考

市町の人口	住家滅失世帯数	備考
5,000 人未満	30 世帯	
5,000 人以上～ 15,000 人未満	40 世帯	
15,000 人以上～ 30,000 人未満	50 世帯	宇多津町
30,000 人以上～ 50,000 人未満	60 世帯	
50,000 人以上～100,000 人未満	80 世帯	
100,000 人以上～300,000 人未満	100 世帯	
300,000 人以上	150 世帯	

イ 被害世帯がアの世帯数に達しないが、被害が相当広範囲にわたり、県下の全滅失世帯数が、1,000 世帯以上の場合は、住家が滅失した世帯の数が当該市町の区域内の人口に応じ、次の世帯以上であること。

市町の人口住家滅失世帯数備考

市町の人口	住家滅失世帯数	備考
5,000 人未満	15 世帯	
5,000 人以上～ 15,000 人未満	20 世帯	
15,000 人以上～ 30,000 人未満	25 世帯	宇多津町
30,000 人以上～ 50,000 人未満	30 世帯	

市町の人口	住家滅失世帯数	備 考
50,000 人以上～100,000 人未満	40 世帯	
100,000 人以上～300,000 人未満	50 世帯	
300,000 人以上	75 世帯	

ウ 被害世帯数がア及びイに達しないが、被害が広域にわたり県下の全消失世帯数が5,000世帯以上に達した場合であって、町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したものであるとき。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

## (2) 被災世帯の算定基準

住家が滅失した世帯数の算定にあたっては、全壊、全焼若しくは流失した世帯を滅失した1世帯とし、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

## 第2 適用手続

(1) 町長は、町における被害が前記の災害救助法適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに災害発生の日時及び場所、災害の原因、災害時の被害状況、すでにとった措置及び今後の措置等を知事に情報提供するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請するものとする。

(2) 町長は、災害の事態が緊迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による救助に着手するとともにその状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事の指示を受けなければならない。

(3) 町は、災害救助法の適用にかかる災害報告（災害発生の時間的経過に伴い発生報告、中間報告、決定報告の3種類の報告）を県へ報告するものとする。

## 第3 救助の種類

災害救助法による救助の実施は知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を町長に通知することにより、町長が実施する。この場合において、町長は速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

(1) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与

- (2) 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9) 遺体の捜索及び処理
- (10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去

#### 第4 職権の一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。(災害救助法第13条)

なお、上記により町長が行う事務を除くほか、町長は、知事が行う救助を補助するものとする。

#### 第5 救助の程度、方法及び期間

##### (1) 一般基準

災害救助法を適用した場合の救助の程度、方法及び期間は、国の定める基準に基づき県が定める。

##### (2) 特別基準

一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、県は、町の要請に基づき、災害等の実情に即した救助を実施するため、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定める。

## 第4章 災害復旧計画



## 第1節 復旧・復興の基本方針

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況を鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

また、被災地の再建を行うため、地震災害の状況、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、県、国等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれにするか検討を行い、よりよい地域社会を目指した復旧・復興の基本方針を定めるものとする。

### 第1 原状復旧

- (1) 町は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画等を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うものとする。
- (2) 町は、被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本とするが、再度の災害を防止する観点等から可能な限り改良復旧を行うものとする。
- (3) 町が、著しく異常かつ激甚な災害（国に緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。））等を受け、県に原状復旧を要請した場合、県は地域の実情を勘案して、円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めたときは、その事務に支障のない範囲で、町に代わって工事を行うものとする。
- (4) 県又は市町は、指定区間外の国道、県道または自らが管理する道路と交通上密接である町道について、工事の実施体制等の実情を勘案して、国（国土交通省）に、権限代行制度による支援を要請する。
- (5) 町は、町長が管理を行う一級河川または二級河川以外の河川で町長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は、災害復旧事業に関する工事について、工事の実施体制等の実情を勘案して、国（国土交通省）に、権限代行制度による支援を要請する。
- (6) 県及び市町は、災害が発生した場合において、一級河川若しくは二級河川又は町長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、河川の維持の実施体制等の実情を勘案して、国（国土交通省）に権限代行制度による支援を要請する。

### 第2 計画的復興

- (1) 町は、大規模な地震災害により壊滅的被害を受けた被災地の再建については、都市構造や産業基盤等の改変を伴う高度かつ複な大事業となることから、この事業を円滑かつ速やかに

実施するため、復興計画を作成し、関係機関と調整しながら計画的に復興を進めるものとする。また、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、作成した復興計画に基づき、市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。なお、復興計画の作成に際しては、地域コミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみて、その維持・回復や再構築に十分配慮するとともに、復旧復興のあらゆる場に女性や障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

- (2) 町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、地震に強いまちづくりについてできるだけ速やかに町民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。
- (3) 町は、地震に強いまちづくりにあたっては、必要に応じて、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾等、骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。
- (4) 町は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を推進するものとする。
- (5) 警察本部は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

## 第2節 公共施設等災害復旧計画

### 第1 災害復旧事業の種別

町は、管理する公共施設の被害の程度を十分調査、検討し、おおむね次の災害復旧事業計画を速やかに作成するものとする。

また、町は災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助の申請、記載の協議・許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにするものとする。

#### (1) 公共土木施設災害復旧事業計画

①河川 ②砂防設備 ③林地荒廃防止施設 ④地すべり防止施設 ⑤急傾斜地崩壊防止施設 ⑥道路 ⑦公園 ⑧下水道

#### (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

#### (3) 都市災害復旧事業計画

#### (4) 水道施設災害復旧事業計画

#### (5) 公営住宅災害復旧事業計画

#### (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

#### (7) 公立学校施設災害復旧事業計画

#### (8) その他の災害復旧事業計画

### 第2 災害復旧事業に係る資金の確保

町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助の申請、起債の協議・許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにする。

### 第3 激甚災害の指定

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定対象となる激甚災害が発生した場合には、速やかに被害の状況を調査し、早期に激甚災害の指定を受け、災害復旧が円滑に行われるようにするため、町は、県が行う激甚災害に関する調査等について協力する。

### 第3節 被災者等生活再建支援計画

被災者等の生活再建が速やかに図られるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、生活相談、災害弔慰金等の支給、生活資金等の貸付、税の減免及び納税の猶予、応急金融対策、雇用対策など必要な措置を講じる。

#### 第1 生活相談・情報提供

町及び県は、金融機関等が設置する相談窓口の開設に協力するとともに、被災者等からの幅広い相談に応じるため、自らも総合的な情報提供及び相談窓口を開設し、必要に応じて防災関係機関と連携して相談業務を行う。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

#### 第2 被災証明・罹災証明書の交付

##### 1 早期交付のための体制確立

町は、被災者に対する支援措置を早期に実施するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者から申請があれば速やかに被災証明を交付する。

また、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明の交付体制を確立し、被災者から申請があれば速やかに住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付する。

なお、町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者への説明を行う。

##### 2 体制確立に向けた平時の取組等

町は、災害時に罹災証明の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当課を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務体制の整備に努めるものとする。併せて、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について、検討する。

また、町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当課と応急危険度判定担当課とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

### 第3 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や支援措置の実施状況、配慮に要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の救護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者台帳の作成に被災者支援システムを活用し、被災者支援業務の迅速化・効率化を図るものとする。

### 第4 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

町は、災害弔慰金の支給に関する法律に基づき、自然災害（「以下」災害という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神または身体に重度の障がいを受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金の支給及び貸付を条例に基づき実施する。

### 第5 義援金、見舞金品の受け入れ、配分計画

寄託された義援金品を、迅速、確実に被災者に配分するための受付、保管、輸送等の業務を県、日本赤十字社香川県支部、香川県共同募金会と協力して実施する。

#### (1) 義援金品の受付

義援金品の受付体制を確立しておくものとする。

#### (2) 義援金品の配分及び輸送

県等から送付された義援品を関係団体の協力を得て、被災者に配分する。

#### (3) 義援品の保管場所

所有する施設等を使用し、義援品を配分するまでの間の一時保管を行う。

### 第6 被災者生活再建資金の支給

町及び県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、その生活の再建を支援し、もって町民の安定と被災者の速やかな復興に資するため、被災者生活再建支援金の支給のための手続きを行う。

### 第7 税の減免及び納税の猶予等

町、県及び国は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、税の減免、納税の猶予及び納期期限の延長の措置を、被災の状況に応じて講じる。

### 第8 国民健康保険税の減免

町は、被災した国民健康保険等の被保険者に対して、必要に応じて医療費の一部負担金や保険税等の減免、徴収猶予等の措置を講じる。

## **第9 被災中小企業者の復興支援**

町は、あらかじめ商工会と連絡体制を構築するなど、災害時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

## **第10 恒久住宅への円滑な移行に向けた取組**

町及び県は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、既存公営住宅への正式入居をはじめ、円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。